

平成 2 2 年第 1 回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第 3 日目)

平成 2 2 年 3 月 1 1 日(木曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

第 4 0 一般質問

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木敏光君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第39、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。皆さんのお手元にありますように通告書に従って、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

1点目は、町民の信頼を得る行政運営についてであります。

昨今、政界・財界さらにはスポーツ界までもが、それぞれの体質が問われ、国民からの不信感が度々報道されています。

社会経済が停滞・低迷する中で国民生活への影響は大きく、その血税をもって^{まつりごと}政を行う国や自治体に対して、より厳しい視線が浴せられるのは当然のことと思っております。

当町民からも議員報酬や職員給与への指摘を始め、行政の財政運営や職員個々の言動、さらには事務的トラブルに対するさまざまな批判の声が出ているのが実態であります。

時として、これらの事情に精通した方々から痛烈な発言をいただいておりますが、これは、冷静な是非の判断以前に混乱だけを起こしかねないと懸念しているところです。

まずは、このような状況下にあることをしっかりと受け止め、町民の期待に応え、信頼される自治体を構築するために、町長を頂点とする執行体制と議員が気を引き締めて、厳しさをもって^{たいじ}対峙することが大切だと認識から次の点について、町長の所見を伺いたい。

1点目は、職員個々の危機管理高揚に向けた対策について。

2点目は、事務処理における点検強化の対策について。

3点目は、町民の声を行政運営に反映させる対策について。

4点目は、町民の予算策定への参画が目指すところは何なのか。この辺について、町長の考えを伺いたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、上原議員から「町民の信頼を得る行政運営」について、大きく4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「職員個々の危機管理高揚に向けた対策」についてでございますが、地方自治体が直面する危機につきましては、予測不可能で前例のないケースが多く、対応いかんによっては災害など住民の生命・身体・財産等の安全が脅かされることがあり、所管

課だけでなく職員一人ひとりが危機管理に対する理解を深めながら対応を図る必要があります。

一般的に危機管理には、大きく分けて災害対応と通常時における業務について発生する問題などに大別できると思います。災害時における対応は、国民保護法や災害対策基本法などにに基づき、防災計画が制定されており、それに従い組織的に対応を図ってきているところでございます。

上原議員の質問の趣旨と思われる、担当業務における問題解決などの対応に係る危機管理につきましては、常日頃から危機の可能性を敏感に察知し、発生後、迅速に・的確に対応できる能力が必要となってきます。これは組織としての対応はもちろんのこと、職員個々の資質や能力と言った部分に委ねることが多いことでもありますが、必ずしも全職員が同じレベルにあるとは言えない状況だと思います。

従来まで仕事上の知識経験やノウハウは、先輩職員と苦労をすることで知らず知らず^{ちげん}知見として蓄積されてきたと思います。しかし、地方自治体行政は、様々な制度改革をはじめ公共サービスに係る仕組みが複雑になってきており、さらに職員数の減少や世代間の意識に相違があり、集団の中で危機管理能力を自然に育成していくことが難しくなっている状況でございます。

そのためにも、今まで以上に職員個々の能力開発や意識開発など資質の向上に対し、組織的に取り組むような人材育成が重要と考えているところでございます。

現在、厳しい社会情勢に対応するためにも、組織の全体的な状況を考慮しながら人材育成計画を検討しているところですので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目の「事務処理における点検強化対策について」でございますが、通常時における業務を遂行する中で、小さなミスや手続き不備などにより時として問題が拡大することもあります。すべてにおいて個々の注意力不足や法令等による知識不足の面は否めないところであります。

例えば、昨年、議決要件の必要な事案で、事務的手続きの不備などから議員の皆様にも多大なご迷惑をおかけいたしました。このような問題では原因やその時何が不足していたかなどの分析を行い、チェック機能を強化するなどの対応を図ってきているところでございます。

ミスや間違いは誰にでもあることですが、少しでもその確率を下げることを組織として、また個人として意識しながら業務を進めていかなければならないと考えているところでございます。

業務を進める上で、個々が他の業務は関係ないという意識ではなく、互いに協力しあって業務を進めていく意識を持つこと、さらに問題が起きるたびに関係する他の部署や周りの職員にも大きな迷惑や時間を費やすことになるという面では人的なコスト意識も強く持つ必要があります。

このようなことから、1点目のご質問と^{ひくそう}輻輳する部分もございしますが、個々が業務に対して意識を持って取り組む姿勢と能力開発、さらに組織、個人として研修の機会を積極的に与え、より質の高い職員となるため人材育成をしていくことが事務処理ミスや不祥事などといったリスクを減らす対策にもなると考えております。

次に、3点目の「町民の行政運営に反映させる対策について」でございますが、平成2

2年度町政執行方針の中でもご説明させていただきましたが、まず町民の皆様のお話を聞くという事業として「みんなのふるさと懇談会」(略称：ふる懇)や「夜間町長室開放」「まちづくり懇談会」「まちづくり委員会」などを開催してきているところでございます。

また、一昨年から実施しております「地域担当制」さらには「地域要望取りまとめ」、「町民相談係」や「福祉なんでも相談室」設置などにつきましてもある面ではその目的は同様でございます。

議員ご存じのとおり「夜間町長室」や「ふるさと懇談会」では、まだまだ参加者が少ない状況です。「夜間町長室」に相談に来ようとされる方も、役場ということで多少敷居が高いのかも知れません。そういう面では、町民の皆様のお話や意見を隅々まで聞くという点については、まだまだ十分でないと考えているところでございます。

今後、これら町民のお話や意見を聞く機会の周知を広報等を通してさらに進めてまいりたいと思っておりますが、町民福祉サービスの質を高めることを第一に、町民の皆様のお話や意見を少しでも多くお聞きし、町の事業にできるだけ反映させてまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましても、普段の議員活動の中で町民の皆様からお聞きしたことを私どもに教えていただくとともに、地域などで開催する懇談会などの機会をとらえ、参加奨励をぜひお願いしたいと考えているところでございます。

次に、4点目の「町民の予算策定への参画が目指すところについて」でございます。私は町長に就任して以来、一貫して「町政の主役は町民の皆様」であることを基本に、町政執行に取り組んでいるところでございます。特に、まちづくり懇談会では、財政推計や町の課題などについてお示しし、貴重なご意見を聞かせていただき、施策などに反映させていただいているところでございます。

このことは、町民参加のまちづくりの一環であります。私は、町民の皆様に参加よりもさらに一歩踏み込んで参画いただけるような町民本位のまちづくりの実現を目指すこととし、町民参画ビジョン策定事業を通じ、平成20年度に発足の「まちづくり委員会」をさらに発展させた町政運営の根幹となる予算編成にも参画いただける仕組みづくりを私の一期目の任期である最終年度でまとめあげたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました4点について、答えさせていただきましたので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

議長(橋本憲治君) 上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 4点について、町長からのお答えをいただきました。

1点目の「職員個々の危機管理高揚に向けた対策について」であります。自治体としての町民に対する危機管理の意識高揚は、それも当然のことながら、例えば、法律に基づいてと言いますか、先ほどありました国民保護法に基づいた危機管理の高揚というのも大切ですが、単純にそのような視点からではなく、常日頃、町民とそのような危機管理についての話し合いを続けていくことも大切かと思っておりますので、そのような意味での職員の知識と言いますか、町民へ伝達する情報の集積を怠らないでいただきたいと思っております。

また、その次の職員個々の自らの危機管理は、要するに職員として行動していく中で、自分の言動に対する危機管理の部分についてであります。私自身も非常に自らを律することの難しさを常日頃感じているところであります。このような対策として一番大事なのは組織、役場と言いますか自治体の組織として、90人を超える職員がいるわけです。

から、お互いにお互いをけん制し合えるような思いやりを持ったけん制ができる意識を持つことが、まさに大変であると自らを律するところに支えを持つことになるのではないかと思うわけであります。一般的には職場を離れば当然、一住民として、何事に対しても自由にふるまえる意識があると思いますが、町民からの目線というのは、あくまでも町職員であるということにあると思います。非常に苦痛を感じることもあるかと思いますが、そのような目線で見ると、職員個々の事案についても職員全体としての評価というかたちで、さまざまな声があがってくるところであります。

また、個人の言動に対する処分とは変わりなく町民との対峙^{たいじ}の悪さも町民の信頼を失う最たる要因になっているのではないかと思うわけであります。その中で、12月の全員協議会等で職員の懲戒処分に関する基準見直しについての言及が町長からありましたが、確かに議員の中にもさらなる厳しさを求める声もあります。しかし、前段で申し上げましたように、誰にでも、町長も申しておりましたが、誰にでも失敗やうっかりとかいろいろなことが起きることはあると思います。そのことも考えまして、自分の起こした言動に対する悔いをもって個人が努力をしていくことで、その努力が報われるような基準を作っていくべきでないかと考えますが、これについて、町長の考えがあればお示しをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 職員の資質向上に関する貴重な提案をいただきました。不祥事も含めて、昨年来というよりは、私自身が町長になってからも幾度か、そのようなことがあり、議員や町民の皆様には謝罪し、二度と起こらない努力を重ねているところでございます。1つには、私は、就任以来、お話しておりますが、全体の奉仕者たる職員は24時間公務員労働ということを私は自覚していただきたいのは当然のことだと思っております。私生活であってもご指摘のとおり、役場職員あるいは公務員として見られることは、当然のことから、ある意味では、流行の協働、共に協力し働くという理念の前に町民の痛みを我が痛みとして感じられるようになり、そして、喜びを喜びとして感じられるような職員になっていただきたい。これは私自身も含めての考え方として、お話を日常的にしているところでございます。

さらに、職員の言動についてのことも問われております。これは、日常的にも町民の皆さんにお会いした時に挨拶ができない。言葉遣いが粗野である。服装、ポケットに手を入れてお話をする。状況によっては、執務中にガムを噛みながらお話をする。そのような基本的なことを言われなければわからない。中学生の生徒会であるまいし、そのことをある意味では、厳罰というよりはモラルハザードとして私自身は考えており、職員個々が考えていかなければならないと認めているところでございます。1つの過ちが2度と繰り返さないことを、そういう集団的な反省として、私たちは実行していかなければならないと考えているところでございます。

そして、ご指摘のように、職員の綱紀肅正に関する処罰の問題等について、町長がどのような考え方を持っているのかということがございました。これは、厳罰主義だけでは、職員の育成には十分とは言えないことも含め、現在、総務課を中心にしながら、ほぼ出来上がっておりますので、職員の中で改めて議論し、その上で、町民の皆様あるいは議員の皆様にも綱紀肅正に対するあるいは懲罰等についてのご意見を賜りたいと感じているところでございます。

もう1点は、私自身は改めて人材育成の方針、必要性を考えているところでございます。先般、総務課長から私的な提案ではございますが、人材育成方針の必要性についてのレポートが私のところにも届きました。願わくば、このような職員の主体的な提案を望みたいところではあります。一例を申し上げますならば、自らが積極的に研修に努めていくとのレポートであり、あるいは状況によっては、自らの役職を降格させていただきたいということも含めた人事管理のあり方等の対応や仕方についても提案がなされているところでございます。今、地域主権の問題が政権の政府でもささやかれておりますが、ある意味では、地域住民主権、住民の自治に基づく団体自治を行政面でいかに保障していくのか。従来は、何でも屋的なことと言いますとゼネラリスト。すなわち、執務能力の高さだけを求めた時代ではなく、さらに、政策提案をできる職員。すなわち、専門職化も一方では質の向上を高めながら、職員の人材育成についての考え方を職員とともにまとめていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま、町長からこれからの職員の育成についても述べられました。ぜひ、これらをもって、職員の意識改革につながることを期待してきたいと思います。

次の2点目であります。事務処理における点検強化の関係であります。前段で町長の答えたことと重複することもあると思いますが、私はかねてより庁舎内の連携の重要性を訴えてまいりました。残念なことに私の期待したような大きな変化はないと思っております。ささいなことと言いますと叱られるかもしれませんが、今議会資料の差し替えについても、これは職員相互で補完し合う意識があれば、もう少しと言いますか、もっともっとその量が少なくても済むのではないかと見えていたところであります。

また、町の条例に定められたことにそぐわない事務処理。先ほども町長も言っておりましたが、条例を基に仕事をする集団として、このようなことが起きること自体が、組織としての体を成さないのではないのかとさえ感じているところであります。前段でも申し上げましたように、間違いは誰にでも起きるわけでありまして。しかし、組織として、これを未然に防ぐ機能を充実することが重要でないかと思うわけでありまして。現在の庁舎内の体制に問題があり、体制の改善をすべき点があると感じるところですが、その辺について、町長の考えをお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 冒頭の答弁で申し上げましたとおりでございます。今回の議案に対する細かな点検についても、私自身も含め、まさかこんなことがということもありました。例えば、昨日で言いますと日程の22年が21年になっていたり、そのような細かいことも含め、それぞれのチェック機能を高めていかなければなりませんし、先般の12月の臨時議会でも謝らせていただいたとおり、合議における所管課の甘さ、そしてチェック機能のなさ等も含め、先ほど言いましたように集団的に職員相互が点検することを肝に銘じながら、組織として高度な自治体職員になるような努力を今後ともしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 町長は選挙戦で、副町長を置かないことを公約として町政運営を

しているわけであります。そのことは、財政の問題等々も含めて、必ずしも、状況からのを外したのではないと私は認識しておりますが、例えば、そのチェック機能の関係で将来的にその体制を変えていくという必要性があるのであれば、どの時点かで英断をもって、その方向性を示していくべきではないかと感じるところであります。議員も同じであります。ルールを守ることが住民をはじめ、社会的信頼を得る最低条件だと思っておりますので、その意味では同じようなことが再三繰り返されないように努力していく必要があると思います。ぜひ、その意味での体制の充実を図るとすれば、先ほども申し上げましたように、どの時点で、それらも含めた英断をしていただきたいと感じるところであります。もし、町長から何かあればお答えをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほど、3月9日の道新に登別市職員のミスに対する市長の対応について、非常に大きく出ておりました。41歳の若き市長は「市役所は大丈夫か」との市民の声に対して、市は情報公開を徹底していくことで、若き市長が誕生したようでございます。しかし、あまりの多さに情報公開と信用問題の狭間で、市長は悩んでいるとの記事でございました。しかも下段には、前任の上野^{あきら}氏、この方は、胆振支庁長などを務めた方ですが、行政に精通しており、5期20年間、市長を務め、ある意味では、市役所の天皇とも言われた方だと。当時、職員の間では、ささいなミスでも市長の耳に入れば自らの評価や人事に影響すると必要以上にミスを気にする風潮があったと一部の職員は言っており、ミスを公にしない。このことが本当にいいのかということで、新市長は、責任を問わないことで、ある意味では、行政の情報公開を前に打ち出したようでございます。しかも、その評価に対して、室工大の永松^{ながまつ}教授は、不手際の公表は短期的に自治体の評価を下げるが、中長期的には事務レベルの向上が期待できる。発表の際には、対処法も示し、住民に改善を確約することが重要ではないのかとの助言が書いてございました。私自身も全くそのとおりだと思っております。厳罰主義はもちろん状況によっては必要ではありますが、まさに、包み隠さず、そして、職員がこのようなことが起きない反省と全体的な集団的な議論の中で資質の向上、あるいは研修等を通じて研修をしながら向き合うことが大事ではないかと思っております。その上で、私はマニフェストで当分の間、私どもの町に行政機構の副町長を置かないということをお約束させていただきました。このことは、非常に厳しい財政状況の中で、何としても黄色信号の実質公債比率を少しでも明るく確かなものにしていきたいということも重要な施策でございましたので、先般の執行方針の時にも申し上げましたが、何とか町民の皆さんのご理解と議員の皆様のご理解もいただきながら、私どもの町の財政状況は、非常に前進をし、ある意味では、この10年間自立していける見通しが出てきたということのお話をさせていただきました。その点で申しますと本来、地方自治法で定めております「副町長を置かなければならない」という定めに基づき、私がもし2期目を実施することになりましたならば、2期目の時には、副町長の提案をさせていただこうと現時点では考えているところでございます。しかし、まだ残された1年間でございますので、その1年間、マニフェストに基づいて副町長をおかない状況で1年間がんばってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、町長から私の質問に対し、丁寧な答えがありました。ぜひ

ひ、これらの思いを職員も受け止めながら、さまざまな諸問題に対処していただきたいと思うわけであります。

次に、3点目ですが、町民の声を行政運営にどう反映させるのかという点であります。さまざまなこの対策としての事業を取り入れ、また、庁舎内の窓口を開設し、町民の声を聞く体制づくりができていますと私も認識しております。

しかし、なかなか町長と親しく懇談の機会を求めない住民も多いわけであります。大半だと言っているのかもしれませんが、しかし、これらの声をしっかりと受け止める体制づくりこそが、町民主役の町政ではないかと感じているところでもあります。そのような意味で90名を超える職員が町長と同じ意識の中で、町民の声を拾っていくことが、また、その声が町長のところまで届くようなシステムづくりをすることが、まさに町民とともに進める町政の土台になると思うところではありますが、これらについて、町長の考えはいかがでしょう。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町政は、町民の付託を受けた私と議員、そして職員と共に仕事をしていくのが基本でございます。私としては、今の時点でも各課長を中心としながら、住民の声を職員が受け止め、課長等を通じ、私のところへ積極的に提案、あるいは顛末、報告の形でやっているのではないかと考えているところではあるかと。すなわち、事務の基本は「ほうれんそう」というお話をしたことがございます。報告と連絡と相談。このことなくして、事務執行のスムーズな運営はありえないと考えているところではあるかと。なお一層、私はそれが現実なものとなるような、時間を本当は取れば、各課の職員全員と私と話し合いを日常的にできるような仕組みができれば大変良いと思っておりますが、現時点では、なかなか公務執務の状況から難しいとは思いますが、今後そのような形を努力してまいりたいと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、町長が申し述べたような形が将来に向かってぜひ、作りあげていけるような自治体になっていただきたいと念願するところであります。

4点目の「町民の町の予算策定への参画について」であります。

町長が基本的な予算策定に住民、町民が参加することが本来の町民主役のまちづくりに行っていることを私も周知しているわけではあるかと。この体制づくりは、ややもすれば、町民全体の総意と掛け離れ、いわゆる、個々の主張が強い人の声のみがそこに反映されてしまう。そのような危険性があるのではないかと感じるところであります。

また、そのような形で作上げられた予算が、町民の総意をもったの予算編成であるから、町政等も不要でないかとの声が上がってくるという心配も私は持つわけではあるかと。この辺について、町長のお考えをお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 住民は、主権者であります。お客さんではありません。町民の意思によって、町政は進めていくことが自治の基本であります。その主権者たる住民がお任せ的な考え方ではなく、どのように参画していくのかを、私は今後検討していかなければいけないということを1つはあげております。少なくとも、職員が提案した予算を今回の本議会のように議論をしていくということは、大事なことであります。しかし、さまざま

まな政策を実現するための予算策定は、より広く地域の方から一人ひとりの意見を大事にし、聞いていくことのルールづくりが少なくても大事なのではないのかと思っています。そのことを受け、議会が一人ひとりの主権者たる住民の皆様の自治、福祉を実現していくことの基本が私はあると思っています。そのために上原議員がご心配のように、ややもするという心配事も心に持ちながら、まちづくり委員会を中心に、住民基本条例等の議論をしていただきました。さらに新たなる住民参画ビジョン策定というのは、最低限でも住民の参画あるいは提案をするそのような場をつくっていただきたいということを19日に予定しておりますまちづくり委員会で私の考えを述べさせていただきながら、22年度の早いうちにその実現に向けて、努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま、町長も申しておりましたように、一部の人間の声だけが取り上げられるようなことがないように、その体制づくりにも十分な配慮をしながら、今、町長が思い描いている体制づくりに全力を尽くしていただきたいと思います。

それでは、町長に対しての一般質問は、この辺で切り上げまして、次の質問内容に入っていきたいと思います。

2点目は、教育委員会の役割と課題についてであります。

国の政権交代は、教育行政にもさまざまな波紋を起こしております。このような状況の中で教育委員会制度の確認をしながら教育行政の今後について、現場の先生も含め、国民的議論が必要と感じているところであります。

日本の教育委員会制度は、第二次世界大戦後、米国に倣^{なま}って導入され、地方自治法で教育行政の執行機関として設置が義務付けされております。

その目指すところは、第1に政治的中立性の確保、第2に教育の継続性、安定性の確保とされております。

教育行政には、数十年先の地域や日本を担う子どもたちの健やかな成長や歴史を背負った人々の充実感にも配慮した対応が求められていると思います。

当町の教育委員会も学校の現場での課題とされていたことに一定の方向を示唆したところでもあります。これらも教育委員会の持つ使命に沿って民主的な過程を経て取り組んだものと思います。

先に述べたように、さまざまな点について、社会的議論が起きている中で、当町の教育委員会がその役割をどのように果たしていくのか。

また、教育委員会の将来像について、どのような議論がされているのかについて、教育長の考えを伺いたい。

1点目は、教育委員会の持つ政治的中立性の確保・教育の継続性、安定性の確保について、どのように考えているのか。

2点目は、教育行政は、より民主的な執行が求められると思いますが、現状の課題について。

3点目は、教育委員会の将来像をどのように描いているのか。

この3点について、伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 教育委員会の役割と課題について3点にわたりご質問をいただきましたのでお答えをしたいと思います。

まず、1点目の「教育委員会の政治的中立性の確保、教育の継続性、安定性」についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、教育委員会は教育の中立性、継続性、安定性を確保するため、一般行政から独立性の強い行政委員会の一つとして、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する住民から選ばれた委員によって運営されております。

教育行政の理念は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に「教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互協力の下、公正かつ適正におこなわなければならない」と明記されております。

つまり、我が国は、民主的法治国家でありますから、法令遵守に基づき公正、適正な教育行政を推進することが、すなわち「教育の中立性、継続性、安定性」につながるとあらためて認識をいたし、引き続き、努力してまいりたいと思います。

次に2点目の「教育行政の民主的執行」についてお答えします。

民主的執行の基本でもある教育委員会の体制や地方分権については、先ほど述べた「地方教育行政組織運営法改正」の大きな焦点でありました。中でも「教育委員の基本理念と重責自覚の明記」をはじめ「教育委員会活動点検評価の実施と議会報告」、「委員への保護者選任の義務化」、「指導主事配置の努力義務化」など数々の改正が行われたところです。あらためて委員全員が職務の重要性・中立性を肝に銘じ、教育行政の民主的運営のために慎重審議及び住民に対する説明責任の徹底等に努めているところでございます。

また、学校教育でいえば「改正教育基本法」に根拠がある「新学習指導要領」に沿った教育を粛々と推進することが、民意を反映した民主的で中立的な教育行政につながると確信をしているものでございます。

最後にお尋ねのありました「教育委員会の将来像」についてお答えいたします。

教育委員会制度が、戦後、アメリカの制度に準じる形で導入され形式的との批判も含めて不要論が一部にあることを承知しております。

歴史的経過はともかく、教育が政治や時の為政者に左右されないよう中立を保ち安定的に継続的に推進されるため、関連諸法が整備され、その崇高な使命に向かって努力することが教育委員会のあるべき姿だと認識しております。今回の教育3法の大改正によりあらためて教育委員会の重要性が再確認されたものと考えております。

その責務としては、繰り返しになるかもしれませんが、委員会審議に父母の意見を取り入れ、活動内容を議会報告や自主的な広報等を通じて説明責任を果す。教育委員の研修などによるスキルアップを図り重責を担っていく体制を強化し、住民視点を大切にすることだと思います。

今後におきましても、法令の趣旨にのっとり「開かれた教育行政」のさらなる推進に委員、職員共に努力してまいりますので、議員におかれかしても、ご指導、ご支援をお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 何点が再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま、教育長の見解をお聞かせいただきました。教育長も申しておりましたが、さ

さまざまな状況の中で、この教育行政についての見解が述べられているのが実態と思っておりますし、私もここに資料を持っておりますが、多種多様な論表が示されております。そのような中で福井秀夫氏の論表の中に「もう教育委員会の政治的中立性は失敗している」との表現もあります。これが正しいのかどうかという問題でなく、そのような見方をしているということでもあります。教育の継続性、安定性の確保は、法令による広域性が最も効果的とも述べられております。教育に対して、極めて知識がない私でありますから、あまり深い議論ができないと思いますが、専門家がさまざまな議論を起こしている中で、私は今、当町の教育委員会の中で、当然行われているのかもしれませんが、このような課題に対し、それぞれの見解を議論の中に持ち出されているのかどうか。そのような議論の場があるのかどうかということをお聞きしたいと思いますし、また、中井浩一氏は、国民的議論を提唱している。今こそ国民的議論が必要なのだと上意下達の仕組みから脱皮するためにも、そのような体制づくりが必要と主張しておりました。これらについて、教育長で何か考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） お答えします。教育委員会の役割、あるべき姿については、日本国中、昔からいろいろな議論が行われてきていることは、もちろん承知しております。先ほどもお答えしましたが、教育委員会の役割は、国民の代表でつくられた最高機関の国会で法律が決められ、その法律に基づいて諸法令が定められ、その基本に沿って、粛々と政治的な思惑を挟まず、行政を推進することが議員の言われている中立性、継続性、安定性の確保につながるものだと思っております。いろいろなご意見、学者の先生方は、いろいろな研究をされていますから、ご自身の主張もいろいろされています。それは、もちろん我々も参考にしますし、国会議員の先生方も参考にされる中で、国会で審議され、法治国家が形成されているものだと考えております。

それと委員会の運営のあり方で十分な審議がされているか。委員個々の知見を披露されながら審議されているかとの趣旨の質問だったと思っております。私は非常に自負していることがあります。私どもの教育委員は5人おりますが、私はともかく、4人の委員の皆さんは実に教育に対する情熱、知見をお持ちだと思います。委員会のたびに時間がいつも正直に言うとオーバーしておりますし、非常に関心もさせられておりますし、自分も勉強をさせられているところであります。従いまして、事務局の事務方が用意した議案をしゃんしゃんと通るような委員会ではないことを申し上げておきたいと思っております。その点では、事務方の責任者としては、いつも、時には冷や汗をかかされたり、不勉強を痛感する場面も多々ございます。非常にうちの委員さんは優れていると自身を持ち、その審議内容も含めてお伝えをしておきたいと思っております。

それともう1点、国民的議論の必要性を唱える論表があるのご紹介がありましたが、先ほども言いましたように法治国家の要は国会であります。国会議員であります。有権者が選んだ国会議員が政党政治の基で、内閣制の基で国の^{いしづえ}礎となる法令を定めておりますので、それを中心に国の行政から地方の行政まで教育行政も含めて、粛々と推し進められることが肝要かと考えております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、教育長からお答えがありましたそのことについては、本来で

すと時間があればもう少し踏み込んだ主張のやりとりをしたいと思いますが、残念なことにその時間がないようですので、次の教育行政執行の現状課題の件に入ります。今回の教育行政執行方針の中で卒業式、入学式における教職員へ職務命令を出し、き然とした指導を徹底するとの表現があります。私も総務文教委員会委員として、何度か入学式、卒業式等に出席させていただきました。式における事象^{じしやう}については、いろいろな見方があると思いますし、私もいろいろな思いを持ち、目にしたこともあります。私は、その善し悪しについて議論するつもりはありません。1つは、前段で申し上げましたように教育行政の中では、教育長も言われていたように民主国家でありますから、いかに民主的にいろいろな事象に対し対処していくことが問われてくると思うわけであります。

まず1つは、今回の1つの方向性を示唆したことのプロセスに十分な現場との議論があったのか1つ懸念されるところであります。前段でも申し上げましたように、とかく上意下達のシステムにのっていきことを目にしますし、耳にするところであります。そのようなことでなくして、前段で申し上げましたように、民主的議論の中で1つの方向を切り開いていくことが求められてくると思いますし、これらについて、現場の先生、保護者、子どもたちの思いも含め、話し合うことが最も教育現場にふさわしい手段と思うわけであります。私は、そのような経過を経て、話し合いによる、さまざまな解決策を指示することこそが子どもの将来の生きる力になると感じるところでありますが、この辺について、教育長の考えがあればお聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） お答えします。この議論を避けと言いますか。議論というよりは、この手法に至るプロセスのお尋ねだったと思います。

まず、民主的に行われたのか。話し合いを基本とするステップのことについての重要性をご示唆されたと思います。今回は、いろいろな理由はありますが、非常に学習指導要領というものが、教育基本法を基に定められました。改めて、新しい中で式典における国旗、国歌の適正な取り扱いが初めて明記されたのです。それに基づいて粛々と仕事としてやっていただきたい。仕事とは、子ども、児童生徒に国旗、国歌と向かい合って学び、国際感覚もそうですし、式典の儀礼、作法もそうですし、社会規範も含めて学んでいただく。学んでいただくためには先生に教えていただくということであります。残念ながら長い間、一部の先生方は、内心を仕事より優先させて、なかなかやっていただけなかったという背景がございます。それで今回、必要ということで、この仕事を進めるにあたって、何かポイントを考えました。

その1点は、直接、先生方とお会いし話し合いや教職員個々の心に訴えることが1つであります。手紙を出したり、いろいろなことをさせていただきました。

それと校長に丸投げをしないで、教育委員会が主体的に対応することが2点目。

それと3つ目は、教育委員会議での徹底審議。これは先ほど言いましたが、非常に時間を割いて審議をさせていただきました。

それと保護者、地域住民の考え方をなるべく把握する。PTAへのアンケートや説明会を何度か開かせてもらい、考え方を聞かせていただいた。

それと町民と保護者の皆さんに説明責任を果すことであります。従前、なかなかこの問題は、タブー視されている面もありまして、なかなか見えづらかったことがありました。

それは教育委員会が、仕事をする以上、行政の仕事の内容を住民の皆さんに知ってもらいたい説明をする責任があるというような、このようにいくつかの観点で行いました。従いまして、話し合いで決着がつくものではないというのは、お互いにわかっているのです。つかないのです。ただ、プロセスにおいては、十分、先生方の話を聞くことも含め、十分プロセスでは配慮したつもりです。

議長（橋本憲治君） 残り3分です。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） それでは、3番目の関係であります。この件については、教育長が説明責任のことに言及しておりました。私はさまざまな教育長の発言も含め、将来的には教育委員会の会議内容の公開性に取り組むべきではないのかと思うわけであります。それについて、どのような考えを持っているかを聞いて、私の質問を閉じたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 教育委員会の活動内容につきましては、教育三法の改正に伴い、議会に活動内容を自己評価し、報告をすることが改めて開始されました。このことの充実を図ってまいることが1つ。それともう1つは、教育委員会議は秘密会議ではございません。議事録も含め、いつでも閲覧に供しておりますので、その十分な活用等も含め、今後、お互いに、住民も我々行政と議会も含め、十分話し合い、検討していくことが大切だと考えております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 一般質問を閉じたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして、質問いたします。

1点目は、町長に地域と行政をつなぐ職員の役割と意識改革について、お尋ねします。

「相互の信頼関係を築き、皆さんの声を町政に反映させ協働のまちづくりを目指しましょう」というスローガンを掲げて、本町の「地域担当職員制度」は、平成20年7月からスタートし、早くも今年の夏で2年になるところである。12の町内会と17の実践会と農試を合わせて、次、20と書いてありますが、30と訂正してください。30の地区に38人の班員と30人の班長、22人の担当課長が配置されたが、地域活動の活性化を図る目的で手探りの中、それぞれがどのような実践と報告がされたのか。町長の見解も含めて伺いたい。

1つ目、行政側から見た「担当制」の成果はどのように評価しているのか。

2つ目、地域の声や実態を知ること、この「担当制」が今後のまちづくりにどう活かされるのか。

3つ目、今後も「担当性」が継続されるとして、検討されるべき課題は何か。

4つ目、地域住民側から見て、この「担当制」をどのように活用すべきと考えるのか。

以上の4点について、お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 地域と行政をつなぐ職員の役割と意識改革について4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「行政側から見た「担当制」の成果はどのように評価しているか」とのお尋ねでございます。平成20年7月から「地域担当職員制度」を実施し1年8ヵ月が経過しました。この間、各町内会、実践会のご理解とご協力によって、総会や各種親睦行事などに声をかけていただき、町内会では19回、実践会では50回、合わせて69回延べ126人の職員がお伺いし、地域の方々の声を聞くとともに交流を深めてまいりました。地域に出向くことにより地域の皆さんは職員を、職員は地域の皆さんを知ることができ、少しずつではありますが、地域とのコミュニケーションを図ることで担当職員の意識はもちろんのこと、地域の皆さんとの信頼関係を築くことに大きな成果があったものと感じております。

次に2点目の「地域の声や実態を知ること「担当制」が今後のまちづくりにどう生かされるのか」とのお尋ねですが、職員が地域に入り多くの方々との対話の中で地域が抱える課題や意見など生の声を聞き、地域理解を深めるとともに地域の方々とのふれあうことにより職員の意識改革や地域と職員との連携が深まるなど、住民と行政との信頼関係の構築にもつながり、地域と行政が一体となったまちづくりが図られるものと考えております。

次に3点目の「今後も「担当制」が継続されるとして検討されるべき課題は何か」とのお尋ねですが、この制度は、実施からまだ2年を経過していないこともあり、今後、制度を定着させていくためにも地域との関わり方や所管課との連携・情報の共有化などに課題があると考えております。

また、この制度の活用につきましては、残念ながらすべての町内会・実践会で活用されていない状況にありますので、趣旨を理解し活用いただけるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

次に4点目の「地域住民側から見て「担当制」をどのように活用すべきと考えるのか」とのお尋ねでございますが、まちづくりは地域住民と行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。そのためにも地域とのつながりを深めることは不可欠であり、その一つの手法として「地域担当職員制」を実施したところであります。地域の皆さんに職員の顔を知ってもらい会話をして交流を深めることにより、住民と職員との距離が近くなるものであり信頼関係が築けるものでありますので、この制度を職員との交流の場、さらには、行政への課題や意見などの橋渡し役として積極的に活用いただければと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） ただいま、町長のお答えがありました。私は本当ならば職員の皆さんの声を本当は聞きたかったのですが、私などが質問しても多分本音などは答えてく

ださらないと思ったので、一応、町民の立場として、この30の地区のうち、結果的に22の代表の方のお話を聞くことができました。そんなに詳しい事情を聞いたわけではありませんが、その22の中で、交流があったと答えてくださったのが19人の方で、要するにこちらからは何も要請はしていませんというのが3人の方でした。そして、続けたほうがいいですかという質問に対しては、続けたほうがいいとはっきり答えられたのが13人で、趣旨はわかるがいろいろな戸惑いがある、どちらとも言えないというのが9人の方でした。その中でいろいろな意見が出てきましたので、これは、町長が町民と職員の間意識の乖離^{かいり}があるということ認識してらっしゃった中で、先ほどおっしゃったように、まず顔を覚えてもらう、名前を知ってもらう、交流を深めてもらうという意思で、町長の考えで始まったことですから、さて、迎え入れた住民側、それから言われた職員側は多分自分の意思ではないので、すごく戸惑いがあったのではないかと思います。それがやはり、去年1年のことですが、いろいろな意見の中にとてもはっきり表れていました。主な意見としては、言われて一応総会に出てくださいとか、レクレーションに出てくださいと要請はしたが、とても遠慮がある。それから、すごく気を使う。それから、そういう要請することが面倒だという、それは、その人その人のとらえ方なのですが、ただ、逆に制度として、そのまま素直に受け入れた地域では、今までよりも交流ができてよかったのではないかと。それから、知らない職員と話ができてよかったとか。新入職員の名前と顔がわかったので、次の時に役場にいった時に誰々君と声をかけることができたとか。細かく言えばやはり小さな交流の効果はみえたのではないかと思います。ただ、私もお話を伺って想像していた以上に、住民のほうはとても優しいなという感想をもちました。もっと手厳しい意見が聞かれるのかと思いましたが、なぜ、優しい、優しさというか、口調が柔らかかったかという1つには、課題にもなりますが、この制度が、一体、職員にとっては仕事なのだろうか。それともボランティアなのだろうか。それが住民側からしたら、例えば、行事とか総会とか土日にかかることが多いと思うのですが、その時に、職員が休みなのに要請して果たしていいのだろうか。そこら辺にすごく気遣いがあると。だから、これは仕事なのか。そうではないのかということをもう少し代表者との協議が必要なのではないかという意見もありました。それと町長の思いと職員の気持ちの中に乖離^{かいり}があるのではないかと。温度差があるのではないかと。これは、致し方ないとは思いますが。そして、それは、やはり回を積み重ねていく中で埋まっていくものかとも思いますが、ちょっとここで区切りまして、町長、その辺のことをどうお考えなのか質問いたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 何度か議論の中でもお話させていただきましたが、役場職員に対する地域住民の方の批判というのは、合併時のアンケート調査を見ても、これは非常に、職員に対する不信感とか不満というのは高いものがありました。職員の側からしてみますとこんなに一生懸命にやっているのにどうしてわかってもらえないだろうかというものもありますから、これらに対しての温度差とかずれをどう埋めていくのかということが、私自身の中にもありました。それから、例えば、仕事の中身が、私が訓子府町に来た頃は、パソコンなんていう代物はございませんでしたので、会話が中心でありました。地域の人 came 来た時には、すかさず立って会話をします。そして、話を聞きながら担当のところを紹介したり、あるいはこうでないでしょうかということ、逆に言うともっと身近で言う

と除雪ひとつにしても、その辺でいくと職員と住民の方のコミュニケーションというのは、ある意味では、時代の状況の中でかなり変わってきている。その点で言うと役場の仕事というのは、やはり職員が具体的にはしていくことからいうと地域の中に出かけていくということを大事にしていかなければいけないのではないかと私自身は思っておりましたので、その政策をあげさせていただきました。職員とのこの3年間の中で非常に難しかったです。なかなか理解してもらえなかった。時間がかかったというのは2つあります。

1つは、給料4%下げるということであります。財政が厳しいですから、まずは職員が示し3年間がんばってくれということ。本当のことをいうと4年間だったのですが、1年遅れてしまいました。4%を下げるというお話で理解をしていただきました。

2点目は、地域担当制を導入したい。形式的なことはしたくない。実質的なこと。上からやっている自治体は結構あるのです。しかし、失敗しているところは、町長がトップダウンで形だけつくったところが失敗しています。できれば、仕事であるか仕事でないかと言ったら、はざまは非常に難しいのですが、私は職員が意図的、意識的にぜひ地域の中で自分を知ってもら。あるいは声を聞くことを大事にさせていただきたいということで、この数年間、スタートしたということです。その点でいくと中には、やはりやりたくなかったのではないかと職員もいるでしょう。しかし、実質的には、何も無いところからは何も生まれませんから、これだけの成果があがったということは、私自身はまずは一歩との感じをしています。この次どうするのかと。これは、本当のことを言いますと職員自らが地域の課題を生産課題や地域課題をどのように発見するかは、自治体職員としては、当然のことです。今、この期間に独り暮らしの高齢者の家ぐらいは訪ねようという話をしています。1回も出ていないという職員がもしいるとしたら、改めていただきたいと思えます。そして、願わくば、私は職員自らが自治体職員として、そのような姿勢を持つということを私は促しているつもりですが、駄目であれば職務命令を出すかもしれません。そのくらい私はこの制度というのは、意味のあるものだと思っているが、とりあえずは自発的、自覚的な行動を期待しているところが私の考えの本当のところでございますので、まずは、この2年間、非常にいろいろな課題が見えましたし、議員がご指摘のとおり、少し気になるところが、私自身も自覚しておりますので、これからさらに職員と議論をしながら、中身をつめていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） これから私が言おうと思ったことを町長全部言ってくださったのですが、実は、町民の方たちと話していく中で、やはり共通しているのは、最初にスタートしたこの1年8ヵ月は、きっとそれぞれが初めてなので試行錯誤の中、要請し、それに応えて出向くことは、先ほど言った3ヵ所の要請を全くしていないところは、もしかしたら、その職員が楽だったと単純に思ってしまいますが、その受身的な活動は、最初でもう十分ではないかと思えます。4月から担当職員の配置が変わることを聞きましたので、それは、どこの地域へ行っても姿勢が同じであれば、違う地域で慣れることは、当たり前前で、交流をし住民と慣れる。それは基本的なこと、その次の一歩は、職員が先ほど町長おっしゃったように自発的、そして、積極的に地域への働きかけ、その前に地域の情報を収集する。例えば、今まで未広地区だったのが、今度は駒里地区に行くとしたら、先ほど、町長が言ったように駒里では高齢化率が何%なのか。独り暮らし、老人世帯

はどのくらいいるのか。子どもはどのくらいいるのか。その情報は、役場職員の方ですから、簡単に取り出せると思うので、まず、自分自身がその地域の情報をしっかりとつかんだ中で住民と接し、いろいろなことを受け答えの中で、やはり違ってくると思うのです。そして、その中でたくさん職員は、例えば、高齢者のいろいろな制度や住民にとって利益になることの、いろいろな活動をわかっているわけですから、それを教えてあげる。知らない人は、まだまだ情報が行き渡らなく、わからない人がたくさんいますので、その細かなことにもやはりつながっていくと思います。そして、やはり人材育成というのは、先ほど上原議員の中でもありましたが、育成は、子どもを育てていてもとても難しいのですが、積み重ねと思うのです。地域とつながっていく中で意識を少しずつ植えつけていく。種を蒔かなかつたら芽が出てこないのと一緒に、その意味では、この担当制の趣旨は、住民側からすると理解できる。制度としてもあったほうがいいというのは、制度を活用していない地域の方も言っていましたので、あとはいかに自主的に継続していくのかということです。

2番目のまちづくりにどう活かされるのかは、先ほど、このようにあってほしいとの町長のお答えでしたが、具体的に、この1年8ヵ月ではなかったのかどうか。お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 具体的な要請ということでございますが、今月、調整会議を行う予定になってございます。それで地域担当者に要請があり、そこへ出向いているとの報告書をいただきます。その報告の中から、この1年8ヵ月分を拾い出し、先ほどの答弁で申し上げました69回でございまして、その中身といたしましては、総会、役員会、会議も含め15回です。それから多いのは、親睦行事が多く、この中ではそれぞれの町内会、実践会でのパークゴルフやスポーツ大会、あと体育祭、バレーボール大会、かるた大会など、そういう形で出向いている部分です。それから、あとは清掃活動。それから場合によっては、ふるさと懇談会にも出席しています。それから変わったところでは、実践会から町への要請の中で同席することもあります。あと葬儀もございまして、ただ、先ほど町長からありましたひとり暮らしの高齢者の関係につきましては、この1年8ヵ月の中では報告がないということでございます。ただ、実際、要請があったもので動いている部分がありますから、要請のない自ら動いている部分については、ここに報告書としてはあがってきていないかもしれませんので、まだ、今月の調整会議の中で、また、お聞きしながらということになると思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） それは今、報告の回数ですが、私が伺ったのは、具体的に職員が住民から聞いた要望、要請で職員が実際に動いたことの事例はなかったのかどうかということですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） すみません失礼しました。先ほど申し上げました要請で出向いた部分の中では、地域の方から要請があったものは、例えば、ごみ関係、補助金関係、町営住宅の修理関係、それから、当時の福祉灯油関係、これも最悪になると会長たちも直接の部分もありますが、職員に話をし、直接また担当課に話をすることも、特に福祉

灯油あたりは、そういうような扱いで、職員に話をしたが直接担当課に話をしていることもあります。そのようなことで、先ほど言いましたように、なかなか会議については、ないという状況で、行事の中で、飲食している間に話をする部分ですから、なかなかその要望には、まだ結びついていないのも実態と思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） これから、先ほど申し上げたように、続けていく中で、やはり、職員もどんどん意識が高まってくると思いますし、そのようにならなければ、この制度が意味をなさないと思います。先ほど、町長が独り暮らしの家庭に出向けといただきましたが、その前にもっと簡単な方法として、声かけです。例えば、この間ある独り暮らしの女性からこんこんと詰められたのです。夫を亡くし独りになり、何年も経つのに行政側からただの一度も「元気ですか」や「大丈夫ですか」と声をかけられたことがないのです。独りで暮らすことの寂しさや不安など一体誰がわかってくれるのか。それは、私たち議員もそれから行政に関わっているいろいろな役員の方も全て、その役割をどう担っているかの反省につながると思うのです。その声を聞いた時に一体、誰がどうしたらいいのかいろいろ考えましたが、例えば、そうやりなさいと町長が言ってやるのは簡単ですが、できれば担当職員が新しい担当地区に行った時の取っ掛りとして「僕が担当職員になりましたが、お変わりありませんか」と数分電話を掛け合うことも一つの職員にとってもいい仕事なのではないかと感じますので今後の期待も含め、先ほどのいろいろな地域代表者の声を参考に、この制度が訓子府らしい、地域と行政が一番見えやすい小さな自治体ですので、それが信頼が深まり、職員が町民のいるところでお酒を飲んだり、おしゃべりするの嫌だという気持ちがなくなるように期待しています。

それとあと1点は、地域に住んでいる職員がいます。担当職員は要請されて真面目に来ますが、元々住んでいる地区の活動には職員はなかなか出てこないということが、やはりそこら辺が職務と私生活との違いが出てしまうのかもしれないかもしれませんが、やはり、地域に住んでいる職員との連携も図り、意識をより一層高めてくださるよう期待して、この質問を終わります。町長何か一言お願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ぜひ、ご理解いただきたい。これは町内会、実践会の皆さんも含めてですが、ともすると求めに応じ、動く役場職員。ここからさらにもう一步、主体的に動く、自らの意思で動く職員がどうなのか。この課題は非常にやさしいようで難しいと思いますので、これは我々も隣近所の住民も含め、啓蒙あるいは職員のあるいは自覚も含め、今後とも促していきたいと思えますし、さらに、求めのない町内会、実践会もきっとあると思います。1つには、町内会の庶務を役場職員がやっていることもありますから、同じようなことは必要ないとの考えもあるようです。ただ、私もよく耳にしますが、さっぱり役場職員は町内会の行事に出てこない。これは町長が職務命令うんぬんというよりも一住民として、やはり、どうなのかということがありますので、それぞれ事情があるでしょうが、ここは出ない権利もあるでしょうが、ぜひ、出るように私からもお話をさせていただきたいと感じているところです。よろしくお願いします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 次の質問に移ります。教育長にスクールバスの有効活用につい

てお伺いいたします。

平成20年6月6日からスタートした「まちづくり委員会」から提言された「住民の足の確保」について、議論を重ねた中で住民へのアンケート調査結果や委員の先進地視察の報告を参考にして、この4月より「乗り合いタクシー」の試験運行が実施されることとなりました。管内初の導入ということで、町民はもとより周辺の自治体も注目することと思いますが、それと並行して、スクールバスの有効活用として地域住民が便乗できれば、もっと移動手段の選択肢が広がると考えられます。その可能性について伺います。

スクールバスを児童生徒の登下校に支障のない範囲内で一般利用できないか。お答え願います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） スクールバスの有効活用について、お尋ねをいただきましたのでお答えしたいと思います。

「スクールバスを児童生徒の登下校に支障のない範囲で一般利用できないか」についてのお尋ねでございます。

現在のスクールバスは、北訓、南訓、緑丘、中ノ沢の4路線を回っております。朝の登校時には座席にあまり余裕がないため、一般利用はなかなか難しいと考えております。

しかし、下校時のスクールバスは、児童生徒の下校時間が分散することから座席に余裕がうまれますので、運用の仕方によっては、一般利用も可能かと考えてございます。

ただし、スクールバスは児童生徒を安全に早く送り届けるという本来の重要な使命があることから、一般利用の方は児童生徒の下校に支障のない範囲で、路線の自宅近くの停留所等で乗降していただくなどの対応となると考えております。

今後、今年4月から試行運行いたします乗り合いタクシーなどの利用状況を見守りながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） このスクールバス利用については、昨年6月に佐藤議員から医療機関への支援の中でスクールバスの利用について、町長にお伺いしています。その答えの中で「スクールバスに関しては、補助金などにかかわる予算執行の適正化に関する法律の適用期限が過ぎており、ある程度、柔軟に目的外使用も可能と考える。高齢者の足の確保は大きな課題であり、効率的運用方法について、担当者と年度内に検討に入り、可能であれば22年度内に実現したいと考えている」という答えがありました。

最初、課長に「スクールバスの一般利用は、どのようになっているのか」とお伺いしましたところ「福祉でも使っています」ということで、福祉保健課に尋ねましたら、ずいぶん古くから医療バスとして、目的外使用されていることを私も初めて聞いたのですが、このスクールバスの目的外使用は、これは、資料が途中からでしたが、平成8年から16年までの間は、10人から20人ぐらいの利用があったのです。その後は、いろいろな介護サービスや各病院で送迎などを行っていることもありまして、極端に少なくなり、今は1人しか申請がないとのこと。なぜ、今、乗り合いタクシーのことは、4月から楽しみに見ていきたいと思うのですが、町民にはいろいろな事情があります。そして、一番考えられるのは、なぜ、足の確保が大事かは、高齢化しているばかりではなく、私たちの今の車社会が、まだ歴史的にそんな100年も経っていません。私たちの子ども時は本当に車何

かほとんどありませんでしたし、そのような中である年齢から免許を取得していない人がかなりいらっしゃると思うのです。それで、今、町としては、免許取得者の実態はどちらかで把握されていますか。お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 今の町民の免許取得者の実態把握ということで、お尋ねございましたが、現在、町では把握していないのが実態ということでお答えいたします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 伊田業務監には、いじわるなことを聞いて申し訳ありません。実は、そのことは、だいぶ前に私が電話で聞いてわかったのですが、実は、公安委員会で、誰でも簡単に情報は収集できます。とても親切に教えてくれますので、ぜひ聞いてみてください。

その中で調べたのですが、今年度1月末で、私たちの町の人口は、男性が2,742人、女性が2,965人。合計5,707人います。

その中で、免許取得は18歳からですが、18歳からのはとれなかったのですが、20歳以上の人口が男性2,286人、女性が2,505人。合計で4,791人が人口です。その中で、総免許取得者が男性2,111人、92%になります。女性が1,655人、66%。合計で3,766人。79%の方が免許を持っていらっしゃいます。

それが60歳以上になりますと男性が人口が999人に対して、免許取得者が832人、83%です。女性になりますと人口が1,240人の中で免許取得者が445人、36%。全体が60歳以上は2,239人の人口に対して、免許取得者が1,277人。57%と極端に少なくなっていくます。

これが70歳以上になりますと男性547人の人口に対して、免許取得者が403人。74%です。女性が773人に対して、取得者が139人。18%と少なくなっています。

これは、免許取得人口ですが、これに加えて、例えば、年をとり、もう車に乗るのが不安になったことで、乗らなくなった方。それから、車は、とてもお金がかかります。維持するのにもかかります。経済的に車を持たなくなった方もいらっしゃるでしょう。ですから、きっとこの人口はもっと増えているのではないかと想定します。そのような方々が、例えば、夫が持っている車に乗せてもらうこともありましようが、特に、実践会の場合は、今、段々、若い人の世帯が街に住んで、別世帯になっていることが増えていますので、唯一、そのスクールバスで自由に便乗できれば、本当に足の確保の選択肢が広がると思うのです。だから、乗り合いタクシーの邪魔をするのではなくて、乗り合いタクシーとうまく使っていくということです。ラーメン屋さんと同じところに2件あると両方とも流行るのと一緒で、やはり、行きは乗り合いタクシーでも、帰りはスクールバスに乗る。住民に選択できる便利さがあるといいのではないかなと思うのです。今まで、福祉保健課長も「このような話は出ていたのです」と言われていたのですが、どの辺で消えたのか。どこまで検討されているのか、もう一度、教育長にお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 町長も強い意向をお持ちで、今、ご紹介のあったお年寄りを中心とした方の足の確保は、非常に大事にされ仕事が進められてきたと考えております。その中で、このスクールバスももちろん選択肢の1つとして、中に加えられていたと思

ます。検討の結果、まずはデマンドタクシーを施策として打ち出されました。当初、はじめからいろいろな選択肢があり、全部の選択肢ができれば、ネットがかかり、議員が言われるような非常に使い勝手の点では、いいのかもしれませんが、行政の効率性、経費対効果など、いろいろな検討の中でデマンドにまずは絞られたものと認識しております。先ほど答弁しましたように、スクールバスの手法も決して私どもは否定はしておりません。せっかく走っている有効な資源を活用する点では、何の異論もないのですが、ただ1点、行政側としては、気を付けなければならないということとして、平等性、公平性を気にしております。この4コースは、お子さんがいらっしゃる状況に応じて、コースが変更になるのです。固定的ではないのです。その場合、ある年に乗っていたお年寄りが今度は停留所が遠くなり、乗れなくなったとか、はじめから家は遠い。そのような現状をよく検討し、対応してまいりたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） それはたぶん利用される方も長い間スクールバスが走っていますから、そこら辺はきちんと周知していけば、お互いの歩み寄りの中で、できるのではないかと思います。そして、子どもたちにとっても地域のおじいちゃんおばあちゃんたちが、おじいちゃんおばあちゃんとは限らないかもしれませんが、たまに乗ることもお互いの譲り合いや、その意味でもいいのではないかと思いますので、今後、子どもたちが減っていく中で、ぜひこの対応は、もっと住民の声も聞いて検討していただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私のほうからも、佐藤議員に答弁した記憶もございますので、関連して、今の到達点のお話をしておきたいと思います。

ご存じのとおり、私どもの町は65歳以上の高齢化率は30%を超えました。同時に単身世帯が242世帯ございますし、夫婦世帯が338世帯と本当に増えているところでございます。しかも問題なのは、世帯全員が住民税の非課税である低所得者世帯が65歳以上の高齢者の中でも35%を占めている状況ですから、足の確保は、より低額で、より身近なところが基本でございます。一方でスクールバスの状況を言いますとかつては補助基準で小学生は4キロ、中学生は6キロだったのですが、現時点の21年8月からは小中学生とも2.5キロまで緩和させたことであります。さらに、平成19年11月からは訓子府高校生の高校生も4キロで乗車をさせる。そして、できるだけ児童生徒の足の確保のため、本来の目的の趣旨に基づいてやっているということですから、乗車定員に対し、例えば、足りない。すなわち満杯というのは北訓です。全路線の見通しから言っても定員に対し、北訓は平成25年度まで、バス定員45名に対して53名ぐらいの予測ですから、北訓の人だけが乗れなくていいのかどうかという問題が1つ大きな課題としてございますから、いずれにしても、あともう1つ、停留所からどうしても自宅から停留所まででは何かの交通手段で行かなければならないこともございますので、それらを検討して考えますと補助の該当のうんぬんからいうと年限はもう切れているところですが、これらの公平性と便宜性も含めた検討で、22年度中に検討し、できるだけ早く、デマンドタクシーの今およそ192名とついこないだ言っていましたから、200名ぐらいの申し込みがありますので、これを有効活用させていただきながら、一方では、議員ご指摘のスクールバスの乗車も前向きに検討していきたい。検討に入っているところでございますので、ご理解を賜り

たいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） わかりました。あまり時間はありませんが、他の町のどこどこでは何をやっているのか言うとお出羽守^{てののかみ}と言われそうですが、足寄町では、デマンドタクシーとスクールバス利用の両方やっているのです。そのようなところも参考に、ぜひ検討していただきたいと思います。

次の「子育て支援センター」について、教育長にお伺いいたします。

「あさひ保育園」の空き施設を一部改築して、本年7月にオープンする「子育て支援センター」は、少子化とはいえ、楽しいはずの子育て期間にさまざまな悩みを抱えて孤立しがちな保護者の相談にのったり、身内が近くにいなく急用で預ってほしい時の一時預かりなど5つの機能が支援活動として、十分に発揮されることを心から期待している。現時点での具体的な整備計画や活動方針を伺いたい。

1つ目、改築の計画内容と職員の配置案を具体的に示してほしい。

2つ目、子育ての相談窓口として、どのような取り組みを考えているのか。お示しいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 教育長とのことでしたが、現時点では、町長の責任でございます。次年度からと言いますか、開設時は、教育委員会に事務委任することを考えておりますので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

大きく2点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の「改築の計画内容と職員の配置案を具体的に示してほしい」とのお尋ねです。最初に、改築計画につきましては、あさひ保育園の統合による空き施設を活用することから、保育園と子育て支援センターとでは、施設の機能や利用者が異なる面もあり改修が必要となります。

子育て支援センターは、主に家庭で子育てをされている未就園児のお子さんと保護者の親子が利用されますことから、これまでの各町の視察をもとに、親子での遊びやトイレトレーニングなどが実践可能な設備品を設置購入し、そのほか、トイレ改修や玄関などの防寒対策などを考えているところです。

なお、施設の改修につきましては、7月1日の開設までに改修を終える計画で進めてまいります。

また、子育て支援センターの職員配置につきましては、昨年9月の一般質問でもお答えしましたが、これまでの意見交換会などでの意見から人材を検討してまいりました。あらたに、センター長として、現在、函館市で認可保育園の園長として勤められており、子育て支援に大変情熱を持っている方をこの春の勇退を機会にお迎えする予定であり、町民の皆様のご期待に十分応えていただけるものと確信しています。

さらに、支援センターの職員として、現在、幼稚園・保育園に勤務している臨時職員1名を指導員として配置するほか、専門知識のある福祉保健課の保健師を併任発令し、発達支援相談などの相談機能を充実させてまいります。

また、事務処理については、幼稚園・保育園事務長を兼務で配置する考えでございます。

次に2点目の「子育て相談窓口として、どのような取り組みを考えているのか」とのお

尋ねですが、子育て支援センターは、子育てに悩みを抱える保護者の相談窓口として大変重要な位置にあります。

先ほどの職員配置にも関わりますが、日常的な子育て相談については、保育の経験豊富なセンター長を中心として、保健師や指導員が相談に応じることとなります。このことから、7月までの開設準備期間中にセンター長と指導員を北見の発達支援センター「きらり」や児童相談所などで新たな分野での研修を行わせるとともに、各機関との相談やアドバイスが受けられるような体制づくりと幼稚園・保育園職員さらに福祉保健課保健師、状況によっては学校としっかり連携を図ってまいります。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えさせていただきましたが、ご理解とお力添えを賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） その函館市の認可保育園の園長だった方をセンター長に予定しているとのことですが、女性なのでしょうか。例えば、先ほどの改築の中で、具体的にまだイメージが湧かないのですが、一番私が気にしているのは、相談室があるのかどうかです。相談を受けに行った時には、部屋が別にあるのか。

また、そのセンター長の役割、職務がどの程度なのか。例えば、相談に応じてくださる方なのか。そのセンター長の役割、職務についても、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

それともう1点は、相談窓口です。これは未就園児を対象にすることを子育て支援の冒頭にありましたが、例えば、学童児でも、自分の下の未就園児との兼ね合いでも悩みを抱えることもあると思うのですが、子育てに関して総合的な窓口になっていただけなのかどうか。それとも相談に行っても未就園児でないこととだめということになるのか。その辺のことをお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 3点、ご質問いただきました。

まず、部屋の関係で言いますと一部改築で、そんなに大掛かりなものではございません。相談室は当然設ける考え方を持っていますし、基本的には備品の購入も含め、センター長が赴任、着任した段階で、より具体的に詰めていかなければいけないと考えています。我々が一方的に決めるだけではなく、使う人たちが中心に具体的にしていきたいというように考えているところでございます。相談室は必ず設けます。

それから、センター長ですが、元々は北見市で保育士を務め、結婚を契機に函館へ行った方です。そして、無認可保育園から立ち上げ認可保育園とし、今、60名定員の園長をきちんとやっている方ですし、発達相談等についても、委員として活躍されている方ですので、80歳を過ぎているお母様が北見市にいて、その介護のために、ある意味では戻られるということとございます。女性です。そして、保育心理士等の資格も持っておりますので、私は予定されている方は、十分にその期待に応えられる方だと確信しておりますし、その役割は、幼稚園の保育園の園長と同じように専門的な力量を持った方でございますので、住民の期待に応えていけるのではないかと思います。

それから、未就園児だけなのかということとございます。可能な限り、町政執行方針でも申しましたとおり既存の幼稚園あるいは保育園に通っている親子でも相談に来られる体

制だけはきちんとしていきたい。将来的には学童も意識し、子どもの町の子どもたちの発達や成長は、そこに行く状況が分かるぐらいのものをもっていきたいと考えてはおりますが、現時点では最初から欲張りますと倒れてしまいますので、まずは、未就園児を中心にしながら、幼稚園、保育園に通っている子ども、親たちの相談にも適切に応えていける体制から始めていきたいとの考え方でございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） わかりました。とても子育て支援センターには、保護者の方々もいろいろな思いで期待している部分が多いと思いますので、私もたくさん期待して、見つけていきたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

次に、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、私の一般質問をこれから行いたいと思います。一般質問は通告書に従いまして行ってきたいのですが、その前段に先ほど、少し質問ではありませんが、若干の時間、先のお2人の質問の中で職員に対するいろいろな思いも含め、お話をしていましたので、それについての感想を本当に申し訳ないのですが、少し感じたことだけをお話をしまして、自分の質問に入っていきたいと思います。先ほど、2人のこれは非常に良い意味で、ある意味、職員の方にとっては、非常に厳しいお話だったのかと思いますが、そのような厳しいことはなかなか自分なりにも言えないのですが、ぜひ、町職員の方々には、ある意味、町民の方から税金をいただいて仕事をしていることは、これはもうおわかりだと思います。その時に考えていただきたいのは、やはり、そこで頑張れば町民に喜ばれることになるのではないかということです。だけれどももう一方で考えていただきたいのは、民間であれば、どんなにどんなに頑張っても、なかなか町民から喜ばれない。給料もいただきながら喜ばれることがあるのは、やはり自治体職員だからできるのです。味わえることを何とか理解していただき、そのことというのは非常に大きなものではないかと思います。ぜひ、そのことも理解していただき、大変な中であるかと思いますが、頑張してほしいということを最初に申し上げて質問に入っていきたいと思います。申し訳ありません。

それでは、質問であります。町政執行方針についてと大きな質問項目1つでありますので、これについて、町長の見解をお伺いしていきたいと思います。

町長は、このたびの町政執行方針で、平成22年度は1期目最終年度であることから、総仕上げの年であり、町政の執行については「財政健全化戦略プラン」の着実な実施を図りながら、町民の皆様の声に耳を傾け、そして、同じ目線に立ちながら、町民参加、参画型のまちづくりの具現化に努めるとして、7本の柱からなる考えを示していますが、執行方針に係る次の事項について、町長の見解を伺いたいと考えております。

まず、1つ目ですが、平成22年度予算編成にあたっての基本方針についてお伺いをいたします。

続いて2つ目です。このたび、基金の管理内容が区分の変更などを含め、大幅に変わっております。その理由と新設された「地域活性化基金」の具体的な活用についての考えを

お伺いいたします。

次、3つ目ではありますが、執行方針の中で、本町の商工業を取り巻く環境が依然として厳しいと述べられていますが、実態をどのようにとらえているのか。お伺いをいたします。

また、これから先に向けての本町の商工業の振興策についても考えをお伺いいたします。

4つ目です。「訓子府ふるさとおもいやり寄付」あるいは「ふるさと応援団」について、執行方針の中でも述べられていますが、今後に向けて新たな展開も必要になってくるのではと考えているところではありますが、町長の見解をお伺いいたします。

最後5つ目ですが「まちづくり基本条例」については、新しく「住民参画ビジョン策定事業」の中で検討組織を立ち上げるとしてありますが、どのような内容なのか町長の考えをお伺いいたします。

以上、5点であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、町政執行方針について、5点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「平成22年度予算編成基本方針」についてのお尋ねですが、国の政権交代もあり、平成23年度以降の制度改革などを見据え、中長期的な自立の財政運営を目指すことを町民の皆様にご理解いただくような取り組みを進めること、継続事業の効果等を再検証しながら新規施策も含め、真に必要な施策の再構築を目指して行うことを基本方針に掲げ、予算編成にあたってまいりました。

2点目の「基金管理」に関するお尋ねですが、今年度で廃止の土地開発基金につきましては、当面、大規模な土地の先行取得予定がなく、平成16年度に取得の墓地拡張造成用地に係る一般会計からの償還が本年度で完了し、この償還をもって、用地取得に係る運用分がなくなりますので、来年度以降は、定期預金積立による運用益のみとなりますことから、資金確保の必要性が高い財政調整基金に積立し、この基金を財源に新年度で備荒資金組合への預け入れを行い、運用益確保を図っていくこととしているところでございます。

社会資本整備基金の管理区分の変更等につきましては、今後の資金需要を予測し、必要な管理区分への絞込みや基金の積み替えを行うとともに、公営住宅敷金から生じる利子分を目に見える形で管理運用するため、新たな管理区分を設けたところでございます。

また、平成20年度、21年度の2ヵ年にわたりまして、国の景気浮揚対策として5億円を超える規模の地域活性化・臨時交付金を受け、皆様のご理解を賜り、地元経済活性化等にも配慮しながら事業の前倒しや財源の振替などに活用させていただきました。

新設の「地域活性化基金」につきましては、こうした取り組みにより留保された一般財源などを原資に造成するもので、このことは、厳しい財政状況にあっても、教育や福祉を後退させることなく、今後とも実施しなければならない事業の財源を確保することと、社会資本整備基金がもっぱら建設事業いわゆるハード的な事業の財源として活用するのに対し、この基金は、教育や福祉サービスの充実、産業振興といった地域活性化につながるソフト的な事業の財源としても活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の「商工業の実態と振興策」について、お尋ねをいただきました。

本町の商工業振興策につきましては、街並み整備や商店街近代化をはじめ、これまで、国の交付金を基に町内の経済状況に配慮したハード事業を重点的に実施してきたとこ

るであり、建設業等においては、何とか下支えはできたものと考えておりますが、国の予算を見る限り、新年度以降の展望が見出せない厳しい現状にあるといえます。

また、公共事業に依存していない業種につきましては、需要低下の影響をまともに受けているものと理解をしているところでございます。

この対策として、従来から中小企業特別融資運用資金借入れの利子補給をはじめ、商工会や商店街協同組合への補助のほか、事業提案に対する補助を積極的に進めており、特に、本年は、町内消費の低迷に苦慮している商店街の活性化対策が必要との判断から大規模なプレミアム付き商品券の発行事業を商工会の要請に応え実施したところでございます。

これについては、一時的な緊急対策として、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し実施したものでありますので、町内消費の刺激策として一定の効果があったものの、厳しい状況を打開するものとは考えられず、このままでは、今後、さらに厳しさを増すものと憂慮しているところでございます。

今後の商工業の振興策についてのお尋ねをいただきましたが、今日の商工業の低迷は、国の経済対策による景気悪化等の外的なものが大きな要因であり、ひとつの自治体だけの取り組みには限界があるといえます。

町としましては、事業主個々の努力や工夫を基本としながらも、商工業振興のための組織である商工会の将来を見据えた議論の上で提案いただいたものを基に、それぞれの業種に対応した支援等を最大限、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目としまして「ふるさとおもいやり寄付、ふるさと応援団についての今後の新たな展開」に関するお尋ねをいただきましたが、今後より一層、町の魅力を発信し、都市部を中心とした町外の皆様に関心を寄せていただき、いかにして町と町外の皆様とのネットワークを広げていくか、つながりを強めることが大事だと考えます。そのためには、議員の皆様や町民の皆様、応援団の皆様などのお知恵をお借りしながら、町だけではなく、町出身者など町とゆかりのある方たちにもお力添えをいただき、新たな展開に向けた取り組みも模索してまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に5点目の「まちづくり基本条例と新たに立ち上げる住民参画ビジョン策定事業」についてであります。まちづくり基本条例も含め、住民参加の仕組みづくりについては、町民で構成するまちづくり委員会を中心に、研究と検討を重ねてまいりました。

委員会といたしましては、町民の皆様の関心度や理解度からみて、条例制定の気運が醸成されているとはいえ、条例の必要性は認識しつつも、条例化は時期尚早であり、常設のまちづくり組織を設けるなど、条例とは別の形で住民参加の仕組みづくりを早期に実現すべきとの結論に落ち着く模様であります。

このようなことから、町としましては、まちづくり基本条例の制定という大きな目標を念頭におきながら、まちづくりへの町民参加、さらに参画の仕組みづくりと具体的な方策を検討する組織として、仮称ではありますが「住民参画ビジョン策定委員会」を新年度に立上げるものであります。

新たな組織は、まちづくり委員会よりも小規模で機動性が高く、議論のしやすい組織とし、まちづくりアドバイザーの指導助言も受けながら、来年度中の早い時期に提言をまとめ上げていただく予定であります。

以上5点にわたりお答えさせていただきましたが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 再質問は中途半端になりますので、午後からということで、ここで昼食のため休憩をしたいと思います。

午後1時から参集願います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは、午前中に引き続きまして、私の再質問から行っていききたいと思います。

まず、再質問なのですが、この質問項目のと、合わせたかたちで再質問になるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

今年度の予算案をいろいろ説明いただく中で、トータルを見ると確かに臨時交付金といいますが、いわゆる「きめこまかな交付金」等々もありまして、今回の予算案そのものも非常にある意味、助けられたと思いますが、一方で、その中をよく見ていくと政策的には子育て、教育、そして、雇用の創出の部分でいけば非常に評価のできる中身になっているのを見ていました。そして同時にその中であって、確かに予算のない中での配分になりますから十分ではない。全体的には目配りされ、特に、健康の問題に対して、いわゆる健康保険との関わりにもなるのですが、健診の問題等々含めて、目配りされた予算の配分なのかと思っております。そのことをとらえながら、これまで町長の3年間の執行について思っているわけですが、町長は自立に向けた財政の立て直し、いわゆる「財政健全化戦略プラン」を実施しながら、そこでは、町民に対しましても、負担をお願いするとせざるを得ない。その状況の中で、また、職員に対しても給料4%カットの問題。さらには、副町長も置かない中での選択。そしてさらには、自らの給与のカットを含めて、非常に厳しい状況の選択を迫られた中での3年間であったのかと思っております。このような中で基本的には町長の言われている執行の理念であります町民が主役であり、福祉の増進に対する部分との兼ね合いの中で、非常に大変厳しい選択とその状況があったと思いますが、まず始めに、この3年間、ここまでの到達点をどう町長として見られているのか。自らの評価では、そのような大げさなものではありませんが、いわゆる今年、1年間が仕上げの1年であると同時に、おそらくこれは次のステップに向かっての準備と言えるような年にもなると思えますので、ぜひ、そこら辺で町長が思い描いて、いわゆる感じた到達点と言いますかそのようなものを最初にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 隣りに選挙管理委員会の事務局長が座っておりますから、私が安易に次の政権のことについて申しますと厳しく指導をいただく立場となりますので、お許

しをいただきたいと思うのですが、少なくとも、この3年間の中で私自身は町民の皆さんとお約束した9項目のマニフェスト、さらに、プラス2と言っているのですが、私自身の給料を下げる。副町長を置かないことを加えながら、何とか、国、北海道のお力も借りる。状況によっては、国や北海道に言いたいことは、きっちり言うということをするためにも、財政の健全化を命題としてあげてまいりました。

1つは、その点で言いますとマニフェスト含め、まだ、不十分な部分もありますが、かなり、平成19年5月以前に行ってきた農業の問題、福祉の問題、トータルとして、私は後退をさせないで基盤整備をはじめ、粛々と実施させていただいたところがございますし、懸案の課題もかなり解決をさせていただいた。その点で言いますと財政についても同じでございますが、例えば、平成20年に財政の中期計画を皆さん、町民にも配った経緯がございます。例えば、平成21年度の基金残高。やらなければならない事業を含めて、やっていくことも仮定しながら、平成21年度の基金は、17億8,900万円の残を見込んでおりました。現状では、一番真新しい基金残高でいきますと22億9,500万円ですから、これは、改めて、4億から5億円の財政が少し計画よりも余裕がある意味ではみてきたのではないかと考えています。その点では、先ほど言いましたようにマニフェストも含め、町民の皆様、議員の皆様あるいは町民の皆様の一定の理解をいただき、その目標の実現がここまできたのではないかと感じているところでございます。

そして、もう1つ、私はその点でいくとマニフェストよりも政策は、総合的にとらえていかなければならないと感じているものでございます。例えば、一例を申しますと多くの議員からもいろいろなご指摘がありますが、例えば、今回の子育て支援センターあるいは健診の問題いろいろ含めて、子どもに限って言いますともっと安心して子育てできる総合的な政策が必要なのではないのか。私はもし2期目を担うことになりましたら、できるだけ早く義務教育までの子どもたちの医療費を無料にしていくことを念頭においております。訓子府町に来れば子どもたちが安心して子育てができるような環境をどうトータルとして、実現していくのかという政策が今求められているのだろうと考えています。その意味では、財政の確かな見通しと状況を作り上げながら、一方では、自治体としての政策をより住民の立場に立った政策をこれからしていかなければならないことが当面の私自身の課題と認識しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、答弁いただいたことも踏まえながら、次に入っていきたいのですが、その前に今回の提案の中で基金を整理、統合されておまして、これも非常に大きく廃止をしたものも含めてありますが、これにより、支障の出ることはこれからの行政執行においてはいいのかということが、少し気になった点であります。これまでの経過から見まして、そのようなことがなければいいのですが、例えば、社会資本整備基金の中である意味、町民の中からはいろいろな形でそこに寄付のような形で積みたいというものが仮にあった時に、今回、福祉の基金あるいは産業の部分で、非常に移動されていますので、その辺の町民の思いと乖離することがこの基金の整理、統合の中でおきないのかどうか。もし仮に、そのようなものがあったとしたら、やはり、町民に対しては、整理、統合に向けて、やはりきちんとした説明をし、理解も当然得なければいけないと思いますが、その点について先にお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 社会資本整備基金の管理区分の変更についてですが、管理区分につきましては、あくまでも基金自体は社会資本整備基金でございます。その中で特に直近や将来的に必要な目的のものがありましたら、その管理区分を設けて、適正に管理していくことで管理区分を設けているということでございます。

例えば、今、福祉につきましては、管理区分はそのまま継続してまいりますし、ただ、基金の積み替えということはありませんが、管理区分自体は残してまいります。

それから、産業の部分につきましては、新たに設けました地域活性化基金。こちらのほうで産業振興等で活用してまいりたいと考えていますので、町民の方の趣旨ある寄付等がありましたら、そちらのほうに積むなどの対応をしてまいりたいと考えています。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは、次の質問ですが、先ほど、町長が答弁の中でも次に向けた、いわゆる義務教育までの無料の話もされていましたが、今回の執行方針の中でも、さらには、全員協議会の中で今年度のいわゆる予算を策定するにあたっての方向性として言われていたことなのですが、いわゆる財政の中長期的な展望を見据えて安定的に福祉、教育、産業にかかるソフト事業を中心とした施策の実施を図るために、いわゆる地域活性化基金の用途について、述べられていたわけではありますが、町長が言われている中長期的という表現なのですが、中長期的の範囲は、どこまで中長期的にとらえていいのかお聞きしたいと思います。隣りに選挙管理委員会の事務局長がいるということもありますが、もし、差し支えなければお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 行政上で基本的には長期の言い方は、私自身の認識では、総合計画に見られるように10年スパンとっております。中期になりますとほぼ5年が行政計画の基本ではないかと思っております。私自身の1つの任期での総合計画と政策とのバランスの問題ですが、4年間で何を成し得るか。そしてまた、総合計画をあわせて、さらにその残された4年間で次の時は何をするのかは、中期と関連し、長期になりますと行政上で平成19年から28年までやっております総合計画が基本的な考え方になるとご理解願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） その中でいわゆる中長期的な中での施策の展開なのですが、その中で活性化基金の利用として、いわゆるソフト事業、産業、まちづくりのことも含むソフト事業であります。今の時点で、もしかしたら、先ほどの義務教育までの無料化も含まれるかと思いますが、今の時点で何か、そのソフト事業に向けた考え方等があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 横からまた耳打ちです。今、考えているとすればということでご理解いただきたいと思っております。

1つは、執行方針の中でもあげておりますように、私はこれから地方分権の時代だと言っていますし、地方交付金は、自治体で判断し、自治体で用途を明確にする手厚い状況のものをつくりあげていく。すなわち、コンクリートから人への政策を政府はあげているよ

うであります。しかし、これは、全体としては見えません。今の現段階では、どのような中身なのかも含め、一方では、民主党の小沢幹事長を中心として道州制の考え方も持っているようでもありますから、基礎的自治体のあり方ももっといろいろな検討が実際に求められている時代が、間もなくくるのではないのか。その時に、やらなければならないというよりは、自治体として基本的には、絶対に後退させられない財源の確保をきちんともっていかなければいけないと思っています。それから、従来のハード事業中心のものから、福祉や教育にも率先し、使える幅の広い基金運用が大事ではないのかということでもありますので、その点では、取り払ったことである意味においては、さらに、幅広く町民の期待に応えていける基金運用になっていくのではないのかと思いますし、もう一步言いますとこれは議会でもあるいは今回提案させていただき、そして監査委員の中でも、お話をさせていただいていると思いますが、例えば、備荒資金であります。今、市場金融の利子が大変安いので、公定歩合の値上げはなかなか認めない。その点でいくと3億円を備荒資金へ積み立てしながら、幾ばくかの利子をいただくことも含め、今ある財源を有効に活用していきたいと考えておりました。さらに、そのソフト事業として、この活性化基金を使い、どのようなことが予想できるのか。今の時点で言いますと先ほどの義務教育までの医療費の無料化の問題もそうですが、例えば、幼児教育の今、幼稚園、保育園が幼保一元化がなかなか前へ進まない状況がかなり続いてきております。その点でいくと幼稚園、保育園の園舎の建て替えの問題を含め、幼児教育の集団的な教育のあり方をどうするのかをいち早くやっていかなければならないだろうと思います。

それから、環境政策であります。これは、後日の全員協議会の中でお諮りをさせていただきたい。玉ねぎの表皮、茎等を燃料化した農業の町にふさわしいような燃料の新エネルギーの開発ができないかということで、私どもは「緑の分権改革」を原口大臣の総務省に予算要望してまいりましたが、あくまでも内示との連絡ですが、4,000万円強のほぼ100%補助が本町についたようでございますので、これらも含め、訓子府町としての環境政策に一步を踏み出すことも出てくるのではないのかと思っています。

さらに、ハード事業とは一概に私は言えないと思いますが、一番私が危惧しているのは、12月議会でも申し上げましたとおり、農業基盤整備はコンクリートなのかという考え方でありました。確かな環境で農業基盤をつくるのが農業生産にどれほどプラスになっているのかは、議員もご存じのとおりであります。今のままでは、農業基盤整備事業を農家だけに任せておけるのかという問題も私がかかってくるだろうと思っています。このことに対し、自治体が成し得る最大限の可能性もある意味では考えていかなければならないのではないかと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、お答えいただいたことと若干、関わることになると思いますが、この関係での質問は最後にしたいのですが、いわゆる先ほど総合計画の話も出ていましたが、実施計画が22年で終わる。その実施計画が先ほど言ったようにいろいろな交付金等々のおかげもあり、非常に実施されてきている。新たに23年から3年間の計画を立てなければいけない時になっているのではないかと思います。いわゆるハード部分です。総合計画の中にある実施計画書は、その中のいわゆる23年以降、23、24、25年ぐらいになるかと思うのですが、その検討といいますが、いわゆるハード部分が主になるか

と思うのですが、その部分の検討は、今、されてきているのかどうか。今、町長が言われたものも含め、実施計画の中に土地改良の問題、あるいは先ほど言いましたエネルギーの問題、4,000万円の問題等々を含め、やはりきちんと計画の中に入れ、そして、町民の中に示していくことが、町長が次になるかならないかは別にして、やはりその方向性をできるだけ早め早めに知らせていくことも必要になってくると思いますので、その辺の検討については、どのようになっているかお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ご存じのとおり、総合計画はローリング方式をとっておりますので、毎年やらなければならないことを各町民の方から審議させていただいたものを担当課で積み上げて、そして、金額や年度の補正を含めてやっています。もちろん基盤整備事業も含め、23年度以降のものについても、町の計画は、ある程度認識しながら、おさえているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり国、道の予算見通しがたたない中で、おそらく計画の変更を余儀なくされる。これは、農家の所得補償関係も含め、22年度は道内において米だけではなくて出てまいりますし、それらをどのようにしているのかということを見据えながら、当然、例えば農道整備等もしなくていいのかということではありませんので含めて抜本的な計画変更、あるいは、ありようについて、もうしばらく様子を見ながら、変更あるいは打ち立てていかなければならない状況と考えているところです。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは、次に進みたいと思います。

3番目の商工業の振興策について、お伺いをいたします。これについては、午前の答弁の中でも町長自ら非常に厳しい実態等々もお答えいただいたわけですし、また、本町としても、例えば、商工会に対する活動費補助金や中小企業特例融資利子補給、いわゆる総合補助金のような形等々で支援もしていることで施策となっておりますが、言ってみれば、そう簡単にいわゆる国勢がらみ、世の中のその景気がらみの問題もありますから、そう簡単に本町の振興策といっても、なかなか出てこないことは、難しいのもわかりますが、まず、最初に、町長にとって本町の振興策を打ち出すためのポイントと言いますが、それはどのようなものがあるのか。本町の振興策に向けて何が必要なのか、もし考えとしてあるのであれば、ぜひお聞きしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私自身も平成5年から13年まで商店街の近代化事業と街並み整備事業に携わった職員の責任者として実施した経緯がございます。その時に前町長も申し上げていましたが、もうハードの時代は終わった。そして、ソフト事業は、まさに商工業者自身が提案する。あるいは実践する時代に入ることを申し上げてきたと思いますが、それは、私も全く同感だと考えております。それは、行政がプレミアム商品券を一時的に1,000万円出したところで、何ほのものかとお話からしてみますと1つの触媒といいたいでしょうか、活性化の1つにはなったとしても根本的な解決にはならないだろうと思います。そうすると今の小売商業を中心としながら、商工振興策を商店街自身が、商店の皆様自身が何を今一番必要なのかを私は提案する時期に来ているのではないのかと思います。言う人に言わせますと自分の頭の八エも追えないのに、全体のことはと言いますが、私なら例

えば、3つほどあります。これは、1つは、例えば、福祉。これだけ高齢化社会になってきている中、共同仕入れと共同販売やあるいは宅配便的なことを一括し、商工会が例えばファックスで受付けるような仕組みをできないのかであります。これは、かなりの部分で小売商業の抱えている注文取りの制度です。昔は個々のお店屋さんが注文を取って歩いたり何かしていましたが、それを組織的に例えばできないかという問題であります。それから、例えば、次に地産地消の問題であります。私どもの町の実践が今いろいろな形で見えてきていますが、農家の生産している販売物を商店も一緒になり、これらを地産地消の形でできないのか。地産他消と言ったほうが正確なのでしょうか。もっと加工なり、そのようなものを一緒になり加えながら販売していく。あるいは、朝市的なことも含め、やるようなことを今、旧駅舎でかなりいろいろなことがはじまっております。もっとさらに組織的にやるような取り組みができないのか。行政は商工会館を私自身が町長になって、旧駅舎に移すこともまず実施いたしました。そして、あそこ使っていなかった場所に商工会を中心とし、あそこでお店、レストランを構えて、そして、地産地消のやるようなきっかけをつくりました。まだ、できておりませんが、町の商工業のガイドブックで、お店紹介みたいなパンフレットを作るといったことも含めて、かなりの部分で支援をしてきております。その点でいくともう一步商店街の皆さんとあるいは商工業の皆さんと言ったほうが正確なのでしょうか。提案を私は待ちたい。行政が中小企業振興条例を作ったりするなどいろいろなことも先進地を見ておりますが、うちなる提案を期待したいのが私の本当のところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、答弁いただいたわけですが、この商工業の振興は、本当にもうある意味、本町にとっても、待ったがきかない状況になっていると言っても過言ではないのかと思っております。この関係で商工会の事務局長あるいは相談員の方とも懇談させてもらい、いろいろなお話をさせてもらったのですが、やはり、だからと言って、全てを行政に委ねて何とかということではないのです。やはり商工会の方、事務局長や相談員の方々もやはり基本的には商工会、そこを構成している人たちの自主的な発露というか、意思で頑張らなければいけないというものがあります。ただ、そうは言ってもそれができるだけの今の体力問題もはっきり言って出てきている。本町の商工業者、特に、公共事業等から関わりのない部分と言ったら、少し語弊あるかもしれませんが、土建以外のところは、やはりなかなか厳しい。何が大変なのですかと言ったら、やはり仕事がないことなのです。特に中小の建築に関わる部分でいきましても、この辺については、自助努力だけでは、なかなか難しいものがあるのですと1点お話されたことともう1つは、やはり、本町にとって何がと言ったら、ある意味、残念なのですが異業種との交流、商工業者の方々が異業種との部分がなかなかとれていない。これからは、そこが1つの鍵になるというようなことも言われておりました。ただ、そのようなことを行政として何ができるかということに結び付けて考えた時に、異業種のコトは時間もなくなってきましたので、後で、また別の機会に考えたいのですが、仕事の発掘の問題でいけば、これは新聞等々でもこの頃出ていますが、道新などにも出ていましたが、北見市が住宅リフォーム助成制度を、これは全会一致で何か予算がまだとっておりませんが出した。これは、北見市だけではなくて、全道的にみても比較的、財政が大変な市町村も含めて、結構なところで取り組んでい

ます。そして、そこにおける波及効果は、やはり相当起きているのも実態として、報告などがあり、学ばせてもらっています。そのようなものが、本町にとって検討できないのか。いわゆる本町の民間のいわゆる町民の方が住宅をリフォームするあるいはバリアフリー、いわゆる高齢化も含めて障害の問題も含めて、バリアフリー化をする時に対して、例えば、例えばの話ですが、20万円を限度に工事費の10%を助成しますから、バリアフリーをすすめる。あるいは、住宅の壁や屋根の塗り替えなど、あるいは水回りのリフォーム。そのようなことのいわゆる、本町の業者の何人かの方に聞いても、今の私たちで何百万もする仕事をやってと言われても、はっきり言ってできない。できないというよりも、手におえないこともある。できるのであれば、本当に小回りの利くものなど、できる仕事。そのような中で続けてもらえるようなもの、発掘できるようなことがないかとのお話も何軒かは聞いていたわけですが、そのようなことから考えてみても、何とかそのような形で、例えば3年間試行的にでもやってみてどうなのかもぜひ検討されてはいかがかと思っています。例えば、名寄市あたりは、あそこは市ですから、少し規模は違いますが、本当に町の助成が1,000万円なり、1,200万円助成し、その3倍も5倍もの事業費が生み出されてくるような状況もありますし、やはり、そこら辺を仮に、数をあまり期待することにはならないかもしれませんが、そのような形で応援していくようなこともぜひ検討をしていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） この住宅リフォームについては、建設課を中心に何度か検討していただいた経緯がございます。私どもの町は、幸いにして顔の見える関係でありますので、例えば、発注等々を含めて、例えば、入札制度につきましても、少なくとも中小の建設業の方が入れるような仕組みをつくったり、それから細かな、例えば、塗装業等関連する建築関連の業者の方についても見積り等に参加してもらうような努力をしながら、おそらくは、都市でやっているようなこと以上の発注等を心掛けているということをまず1つはご理解をいただきたいということであります。それらも含めて、この住宅リフォームの考え方が本町で本当にさらに一步を踏み出せるかどうかというのは、改めて、検討をさせていただきます。

それからもう1点ですが、これは議員ご存じのとおり、私も状況を聞かせていただきましたが、共産党が北見市議会で提案した、この住宅リフォームの最初の言い出しっぺのようでございますが、先の市議会では、議員全体の条例提案という形に変えたことを新聞で読ませていただきました。すなわち、必要な状況によっては、議員の条例提案も含めた積極的な提案を期待したいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 言ってみれば、リフォーム助成制度は、確かに本町においては、お互い業者の方々と町民との関係でいけば顔の見える関係でありますし、それは十分わかっていますし、仕事を頼みたいと思った時があればそのような形ですと思っています。ただ、ここで言っているのは、どのようにリフォームをしてもらうような仕事起こしをどうするかということなのです。町民と業者との顔の見える関係がどうこうではなく、町民の方にうちの町もこのような助成制度があるのだったら、仕事をしてみよう。当然、その条件として、町内の業者あるいは町内から物を仕入れることは大前提です。そのような

ことをしながらどのようにして町内の部分で仕事起こしを図っていくかの観点から言っていることなので、顔の見える関係の問題等々とは若干異なります。それもないわけではないです。悪いことではないのでいいのですが、そうではなく、仕事をどのように創設していくかということからいけば、町民の方たちにそのようなことで訴えていく中身になっているものだと思うのです。そのようなことからいけば、結果としてどうなるかわからないところもありますが試行的にでも、例えば、年間10戸で1戸が例えば20万円の助成だったら、200万円の予算があればできるわけです。200万円の予算で仮に10戸やり、500万円なり1,000万円が業者の方にお金が入ることになれば、やはりこれは、今まで何もなしの中からやってきたものとは全然違うことになりはしないかと思うのです。そのような観点に立たないと決して何も前に進んでいかないと思いますが、そのことも含めて、ぜひ、お願いしたいのもう1つの議員提案については、本来であればそうしたいと思います。これはまた、今回、私が提案したのは、今、提案してすぐなるとは思っていませんし、これは、産業建設常任委員会の中でもこれからこのことをきっかけに勉強会もしていきたいと考えていますが、ぜひそのような観点にも立たないと町の商工業がやはり、俺は知らないではやはり、顔の見える関係なのですから、皆で仕事探さないと言われているのと同じで、その体力がどうなのかということが今、問われている中で、やはり、もう少し前向きに積極的な検討もお願いをしたいと思っております。時間もありませんので、もし、これに関して答弁があれば一言だけ簡単にお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 前向きに検討します。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは、次のふるさとおいやり寄付あるいは応援団の関係にいきます。これについても執行方針の中で町長が述べられておまして、やはり、これは本当に大事な部分でありますし、本町をこれからどう変えていくかとの部分でも大きな力になってくる部分になってくるのかと思っておりますし、その立場で質問していきたいのですが、まず始めに、これが始まって約3年目を今度迎えることになるのですが、この間の反応といいますか、寄付をしていただいている方あるいはふるさと応援団になられている方との懇談や、対話の中で町長自身がどのような印象を持たれているのか簡単にお答えをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ふるさと応援団については、およそ120名ほどになっている。これは紙面的な提案も含め、現実的にこのようにしていくことが具体的に対応していることもあります。例えば、寄付の問題でいきますともっと余剰を生むような形の寄付にできないかとの提案もありますし、これらについては、真摯に受け止めていきたいということと札幌くんねっぷ会は非常に順調に活動を展開しているところですが、東京くんねっぷ会はなかなかできません。それで、私はできればシンポジウムなどを開き札幌くんねっぷ会には、逆提案と言いましょか、そのような提案の場をつくりたいということ去年も申し入れさせていただきましたが、もう1年ほど時間が欲しいとの回答をいただいておりますので、このように町外の方たちのいろいろな意見を積極的に取り入れながら、まちづくりに活かしていきたいと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 少し話が先にいくのですが、中間もある話なのですが、結論的に言いますとできれば、今回のこのふるさとおいやり寄付あるいは応援団。この関係で、今すぐということにはなかなかならないかもしれませんが、やはり何か事を起こしてもいいのかと思っているのです。ある意味、力を借りる部分です。それはどのようにするかということであれば、これは非常に安易な考えだと笑われるかもしれませんが、いわゆるグリーンツーリズムの行政的なことで考えて、少し話がとんでしまうのですが、中間は本当はあるのです。時間がないのでとんでしまうのですが、いわゆる応援団になってもらっている方々を1回、訓子府に来てもらう。何人来るかわかりませんが、いわゆる体験型、滞在型の形です。それは確かに他の観光地から見たら何も無い町だと言うけども、実際は、この前も商工会の局長や相談員の方とも話した時に、訓子府は町外から来ているのです。話を聞くと「そこそこ見るところもあり、良いところ」と言われて帰るし、捨てたものではないです。あの人も町外から来ていると話もされていたのです。そのようなことも含め考えた時に、例えば、何も無いと言いながら、美味しい食べ物があったり、夏であればメロンがあったり、あるいは温泉もパークゴルフ場、牧場だってあるし、もしかして整備の次第によっては、町有林の散策だってできるかもしれない。そのような中での思い切った企画を将来に向けて考えながら、そして、施設をどうするのかでいくと宿泊は難しいかもしれませんが、町にある町有住宅。これを1週間なり10日間無料で貸し出す。使っても良いというような、あるいはどこか空き家を借りるなど、何か工夫次第では、そのような本当にのんびりと夏場を過ごしたい、1週間なり10日過ごしたい。そのためには、このような場所もありますし、このような利用の仕方もありますというような形で、1つは、これからあってもいいのかということです。もう1つが、先ほど、シンポジウムの話が出ていましたが、ぜひ、本町にお礼も含め来ていただき、ふるさとまつりの時でもいいですし、いろいろなそのような状況の時に来ていただき、率直なもてなししながら、知恵も借りる。何かやはりそのような時期に、ただお金をいただいたり、寄付していただいたりするだけではなくて、やはりそういう部分をぜひ、先ほどの基金の活用ではないですが、その部分も含めた総合的なまちづくりの方向をぜひ打ち出していく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 本当に具体的な提案でありますし、十分参考にしながら、具現化に向けて、少しずつ努力をしていきたいと思えます。今、例えば、今年度は、福祉関係の講演会を予算措置し、デンマークから講師を迎えることとしているわけですが、この方は応援団に登録している方でございますので、そのような人を含め何とか、いろいろな方たちがおりますので、今、議員の言われるように知恵を絞りながら進めていきたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） ぜひ、なかなか簡単には考えている以上に難しい問題、課題は出てくるとは思うのですが、ぜひ、そのような形で、このふるさと応援団やおもいやり寄付の問題については、取り組んでいただきたい。そして、何も無い訓子府ではなくて、やはり実際、今時点で、図書館や職員も含めて頑張っていますし、あるいは郷土資料館の問題

もいろいろ出ていますが、そこも考えようによっては、そこに来てもらい活用ができることも十分あり得るわけですから、総合的にやはりないものを探すのではなくて、あるものをどうするか視点に立ち、総合的に検討していただきたい。いわゆる、ある意味のもてなしも含め、考えていただきたいと思います。

次に、最後ですが、簡単に終わります。まちづくり基本条例と住民参画ビジョンの関係なのですが、これは自分の勉強不足もあるのですが、執行方針の中に述べられていることが、どうも位置関係がつかみづらい、参画ビジョン策定事業というのが、どのようにまちづくり基本条例と関連するのかを考えてみて、どうもピンとこないところが実際あるわけです。その中の1つを具体的に質問しますが、この参画ビジョン策定事業の委員はどのような形で選出されるのか。公募なのか、委嘱なのかも含め、そこでまちづくり基本条例を作り上げていく組織なのかどうか。この辺について、お答えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 時間がありませんので、1つは、まちづくり基本条例の制定も含め、1つは柱に据えていることともう1点はそのことを目的化するだけではなくて、例えできなくても参画する仕組みをつくるという、2つの柱の中で進めていく考え方を持っています。ただ、これは、3月19日の最終のまちづくり委員会で住民代表の方が2年近くにわたって議論してきた結果を私自身が受けて、それをどう具現化していくかになりますので、今回はまだ答弁にふさわしくないと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） そのようなことだとは思っておりました。ただ、いずれにしましても、行政主導、トップダウンというのか、これは非常に難しい問題あるのですが、そこだけは避けていく方向は大事にしていただきたいことを最後に申し上げたいと思います。やはり、本当にまどろっこしい、いろいろな思いもあり、喧々^{けんけん}諤々^{がく}、先にいったり戻ったりすることがやはり、ある意味、民主主義の基本だと思うのです。そのような中で住民自治を高めていく1つのプロセスの中では、必ず起こり得る問題でもありますので、ぜひ、そこら辺は、十分認識しながら、いわゆる、行政主導にならない形をとっていただきたいと思っております。これについて、どうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 最後の答弁にさせていただきます。

1点目は、先ほども出ましたように、あるものをどのように活用するかということです。何も無い町、訓子府に対する考え方があります。私自身が西山議員の質問にも言っているように、地域課題を発見することは、まさに課題だけではなくて宝物をどのように発見し、それを力にしていくかということが行政あるいは住民、そして職員自身の力量が問われていることだと思いますので、その辺では、訓子府は大変素晴らしい町、宝物がたくさんある町ですので、その再認識と活用も含め、具体的にしていきたいと考えているのが1点です。

それから、2年間、まちづくり委員会を中心として、柴田委員長をはじめ、各委員に相当なご苦勞をいただきました。せっかちな私は、私が出ると実用的な方法になります。できるだけそれを避けたいということで、私はまちづくり委員会の皆様の議論を最大限尊重

してきた思いでございますので、その姿勢は今後も変わりありませんので、むしろ、その提案を受け、子どもはどう応えていくかを共につくっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） これで私の一般質問を終わりたいと思います。前段で非常に自分の感想を述べる不規則な発言をいたしまして、申し訳ありませんでした。私の質問はこれで終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午後1時55分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

2番、河端芳恵君の発言を許します。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 2番、河端です。

地域新エネルギー施策の進め方について、町長に伺います。

二酸化炭素、亜酸化窒素、メタンなどの温室効果ガスによる地球温暖化が、自然環境や生態系に与える悪影響が、世界的な問題になっています。京都議定書に続き、昨年12月、デンマークのコペンハーゲンで行われたCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）では、国として、より具体的な数値目標を定めています。国は2025年までに、CO2削減目標値を1990年比25%とし「チャレンジ25」として取り組もうとしています。訓子府町は、削減目標に対し、どのように考えて取り組もうとしているのか伺います。

1つ目として、平成21年度、国・道・NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）などの補助金、約830万円の予算で地域新エネルギービジョン策定事業が行われ、先日、その概要資料が全戸に配付されました。

平成20年度に作成された地域新エネルギー・省エネルギー策定等事業実施計画書には、この策定されたビジョンを町の新エネルギー施策に反映すると共に、行政・産業界・住民が連携して、環境に配慮しながら地域産業の振興を図ることとしていますが、町は今後、地域新エネルギー施策をどのように進めていくのか伺います。

2つ目として、この計画書の中では、太陽光発電については、触れられていませんが、国や近隣市町村などでは、太陽光発電導入支援対策補助事業を行っているところもあります。

太陽光発電システムは、再生可能な自然エネルギーとして、関心を持っている人も多いのですが、設備費が高いためなかなか設置するのが難しい現状です。

本町は、国内でも有数の日照時間の長い地域でもありますので、太陽光発電は有効なシステムだと思いますが、本町での太陽光発電導入支援対策補助事業の導入の考えはありま

せんか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「地域新エネルギー施策の進め方」について、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目で平成20年度地域新エネルギー・省エネルギー策定等事業実施計画書を基に、今後の地域新エネルギー施策の進め方についてお尋ねをいただきました。

冒頭、これまでの事業の流れについて、簡単に説明をさせていただきますが、この実施計画書につきましては、ビジョン策定の採択を受けるためのものでありますので、策定されるビジョンに沿って、事業化できることを前提に、ビジョン策定の目的を記述したものであります。

この事業採択を受けて、平成20年度に策定した「地域新エネルギービジョン」については、本町にどのようなエネルギー源があるかの基礎的な調査を行ったものでありまして、この結果を受けて本年度には、事業化の可能性が高いものについての詳細ビジョンを策定したものであります。

具体的には、玉ねぎの^{おにかわ}皮や^{けいよう}茎葉を中心とした農作物^{ざんま}残渣と林地残材、さらには農業系廃プラスチックなどを組み合わせた圧縮成形燃料の事業化の可能性を調査したものでございます。

この事業につきましては、町内の産業横断的なグループである訓子府・新エネルギー研究会から「地域内で発生した廃棄物を地域内で消費するエネルギーとして利活用することにより、二酸化炭素ガスの削減にも寄与できるほか、雇用の創出による地域活性化にも結びつく」との提言を受けて取り組んだものでございまして、今後、詳細ビジョンの実証調査が必要となりますが、その結果によっては、事業化に向け、大きく動き出すものと期待をしております。

新エネルギーの事業につきましては、採算性もさることながら製造する燃料の量に見合った原料の安定的な確保と、これを確実に消費する施設の整備が不可欠でありますので、民間の力だけでは事業化は困難といえます。

町としましては、今後の実証調査の結果を見極めながら、農協、森林組合等の関係団体とも連携しながら、可能な限り支援したいと考えておりますが、場合によっては有利な補助制度を活用するために官設民営による手法も検討しなければならないものと考えているところでございます。

いずれにしましても、本年度、策定しました地域新エネルギーの詳細ビジョンにつきましては、机上のものでありますので、今後、ビジョンどおりのコストで製品化できるのか、燃焼ガスに問題はないのかなどの実証調査を受けて、町の方針を定めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目で太陽光発電についてのお尋ねをいただきましたが、このビジョンについては、新エネルギーのうち、事業化の可能性が高いものに絞り込んだ調査でありますので、太陽光発電については触れておりません。

また、20年度策定のビジョンの中で、小中学校への導入を想定し検討した経過がありますが、コスト的なことや降雪による発電効率の低下などの課題が指摘されておりますので、もう少し様子をみて判断すべきものと考えているところでございます。

なお、太陽光発電導入に対する補助につきましては、国の補助制度が継続になるほか、新年度より太陽光発電の買取価格が一般家庭用で1キロワットアワー当たり48円に引き上げられますので、これらの状況変化を見極めつつ、できれば新エネルギーの事業化に合わせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 先日、町内に配られました概要には具体的なことがなかったものですから、これからの町のこのビジョンを審議をいただいてどのようにしていくのか。実際の計画をお聞きしたかったので、先ほど、まだ内示ということですが、町独自ではできる内容ではないと思いますので、国の補助、支援をいただかなければならないものが多々あるとは思いますが、現状でよろしいですので、具体的な進捗状況をお聞かせください。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 平成20年度と21年度にNEDO、国の団体でございますが、その補助金をいただいて、2年間調査をしていただきました。1年目は、町に新しいエネルギー源として何があるのかという調査が1年目で行いました。そして、2年目は、特に、現実的な量の確保、農業の町にふさわしいものでは一体何なのか。どのようなものがあるのかと一定の金額がどの程度かかるのかも含めた、何パターンかの提案をいただいております。議員も今お持ちですが、1つは、玉ねぎの残渣であります。具体的に申し上げますと豆の残渣であります。これについての結果は、これだけではカロリー計算上、非常に弱いということありますから、将来的に家庭やあるいは公共施設、熱利用施設の工場などに使うことであれば、森林の未利用資源。すなわち、間伐材などをブレンドする。あるいは農業生産廃棄物等の廃プラスチック、塩化ビニールを除くものですが、これらをブレンドし、1つは、ペレット。あるいは、ブリケット。さらには、RDFという固形燃料の新エネルギーを作るということで、何とか新しいものがうちの町としては、可能性があるのではないのか。そこで次は、これらに対して、現実のものとするために燃焼実験、ボイラー、公共施設でお金がいくらかかるのか。例えば、玉ねぎ1つで申し上げますとそれぞれの生産者より出てくる玉ねぎの皮等の残渣をどのように回収していくのか等々を含めた具体的な実証が、実はこれから必要だということまでやっておりました。訓子府石灰工業(株)では、既に、硫安工場を今、建設中ではありますが、訓子府石灰工業(株)でも一定量については、新しい燃料として、化学燃料ではなくて、そのようなものも受け入れていきたいと希望も持っているようでございますが、何よりも機械導入やあるいは、新エネルギーそのもの自体の可能性、具体的な検証が必要であり、実は、先ほど私が工藤議員の質問にも答えましたように緑の分限改革の事業要望がありましたので、今言ったことを含めた4千数百万円の実験プラントあるいは検討するコンサル委託等々を含め1年間の事業として、提案をさせていただきました。私の聞いているところでは、まだ、具体的な中身はわかりませんが、緑の分限改革で本町にほぼ委託されてくる事業費は4,132万円、これに基づいて、全道的な状況として、要望額に対する90%が認められているのは、日高町と下川町と訓子府町だけです。あとは50%や75%と聞いておりますが、まだ、中身はみえない。しかし、ある意味では実験的にやる経費が今年度つくことは、ほぼ間違いのないこととございますので、これが、消費燃料のデモも含め、具体的な検討に入りますと23年度以降に、これらの新エネルギー開発が、あるいは工場建設等も含めた

ことが具体的になっていくのではないかと思います。まだ、そこまではなるとは言い切れませんので、いずれにしても、農業の町・訓子府のエネルギーは、玉ねぎと豆の^{ざんま}残渣、間伐材とそれから農業プラスチックをブレンドしていく方向の提案がされているところでございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） この制度が導入されれば、雇用にもなりますし、建築物、設備投資など町内の建築需要もあると思ひ、ぜひ、実現させていただきたいと思ひます。

また、国は地球温暖化対策推進法を制定して、温室効果ガス排出抑制のために国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割を明らかにし、公表を義務付けしています。既に、地球温暖化対策推進計画を作成し、実行計画も策定して中間報告などをされている市町村もかなり網走管内でも増えておりますが、具体的な新エネルギーの方向性が見えてきましたら、訓子府でもこの推進計画及び実行計画も策定されやすくなるのではないのかと思ひますが、それに向けてお考えは、お聞かせ願ひます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 地球温暖化防止計画の関係でございすが、これは環境というところで、私の所管になりますが、先ほど、河端議員が言ひました地域温暖化対策推進に関する法律でございすが、これは11年に施行されていすが、本町はまだこの計画を立てておりませんが、22年度に向けて今、策定することにしておりすが、これは地方公共団体の事業や施設を対象にしておりすが、先ほどの新エネルギービジョンとの関係で、将来的には変わってくる可能性もあひすが、この計画とは直接今のところ関係あひせんので、先ほど言ひました22年度に向けて、策定をしていくことでございすが。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 今回、答申のあひました地域新エネルギービジョンの中には触れられておりませんが、訓子府の町内でも家畜の糞尿を発酵させ、メタンガスを作り発電するバイオガスを導入されているところもあひます。これは訓子府も酪農の町で糞尿問題が、かなり大きな問題になっておりすが、鹿追町、または、隣の津別町でも堆肥センターで家畜の糞尿、生ゴミ、下水道の汚泥などを利用したバイオマスの利活用をしているところもあひますが、この事業につきましては、どのようにお考えでしょうか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、鹿追町ですとか津別町の例を基にご質問いただきました。本町といたしましては、バイオガスなどいろいろな取り組みがあるのは承知しておりすが、実際に設備投資、それに対しての効果がどれだけあるのかという部分でいひますと非常に本町には難しいのかと思ひます。ただ、酪農家の方々が自主的に自分で売買しているものについては、それぞれの畜産母体がリスクを背負いながら、進めていることであるので、町では特別コメントすることはございせん。

あと、堆肥供給センターのお話でしたが、本町につきましては、堆肥そのものが非常に不足している。町内から発生してくるものはないという現状の中で町外から持ってきて町内の農業者の方に供給している実態でございすが、その意味では、他市町村の家畜糞尿処理対策とは、少し状況が異なると考えておりすが。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） このたびは、町の省エネ、地域新エネルギービジョンに対しまして、このような取り組みを町民に配布し啓蒙されたのは、大変、行政が今どのように動いているのか、わりやすく良かったと思いますが、これからもやはり省エネ、新エネルギーに対し、町はどのように取り組んでいるのか。どのような状況かをしっかりまた、町民にお知らせいただきたいと思います。これは先ほどの地球温暖化対策の推進計画及び実行計画は、町と大きな民間業者には義務付けされていますが、一般町民に対しては、義務付けはありませんが、やはり、町民にもいろいろな形で啓蒙していただきたいと思います。町長は、これから町民に向け、温暖化対策に対する町の取り組みをどのように考えているのか。最後にお聞かせください。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 近隣市町村をまず見てみますと1つはペレットであります。これは足寄町、津別町、美幌町もそうですが、森林の認証制度を活用しながら、より良質な木材、森の育成とそれから燃料化して化学燃料に頼らない新エネルギーを開発する。もう一方では、管内で言いますと最近では、興部町で議員が今お話ししたようなバイオガスであります。牛の糞尿と液肥を使ったり、あるいは、発酵させ熱源にしていく。すなわちいずれも、全国的に言いますと菜種を利用したまちづくりやいろいろな形がありますし、これらは地球温暖化25%の削減に対するそれぞれの自治体あるいは民間の企業も含めた実践的なことで、当然、私どもの町も進めていかなければならない。今、冒頭申し上げましたとおり町で新しいエネルギーとしての可能性は、バイオで言っている牛糞等については、全体の量から考えてもそれは非常に難しい。それから燃料として、例えばどんなのを検討したかと言いますと稲ワラ、麦、ビートナップ、馬鈴しょの茎、スイートコーン、豆の茎、葉、根、それから玉ねぎの葉、皮、茎等々を含め、町内の農業産物の^{ざんま}残渣にかかわるものを燃料化できるか検討と可能性はないかという中で最終的に残ったのが今ご紹介申し上げましたバイオマスの中では、玉ねぎの茎と豆がら、それから農家のビニールハウス等々の残渣を燃料化することが一番現実的ではないのかとの答申を実は、いただいたところであります。1つは、昨日もこの4千何百万のお金の使途のありようを含め、コンサルと町内エネルギー研究会、それから私ども職員も含め、かなりの時間をかけて議論をしてきました。1つは、新エネルギーに対して、議員ご指摘のとおり町民のコンセンサスをどのように参加、参画、理解を得ていくのかであります。玉ねぎの皮ひとつにしても、農家の人全部1ヵ所に持って来てくれればいいのですが、燃やしたほうが早いというような世論がやはりお金の問題で出てくるでしょう。このような仕組みをどうするのか。基本的には玉ねぎの皮は、燃やしてはいけません。しかし、特別に認めてもらっている経緯があります。いずれこのような野外で燃焼するのは、だめだという時代が必ず来ます。これらも含めて、農業の町・訓子府の生産物を再循環的な再エネルギーとして、使うことはできないか。そして、雇用を生むことはできないのか。

さらには、もう一方では、天ぷら油の回収を今、きらきら本舗の皆さんがやっている。重油化は、もう出来上がっており、この間、見本を見せてもらいましたが、このような事業に対して、福祉団体等も参画できる仕組みも含め、改めて、今、この新エネルギーのエネルギービジョンを具体化することに向けての一步を平成22年度踏み出すことでありますので、これは農協も含め、かなり生産団体等の理解も得ながら、現実のエネルギーの使

途を明確にし、具体化を図っていきたいと感じているところでございますので、引き続き、21年度の訓子府町地域新エネルギービジョンを全戸配布しただけではなく、次のステップを平成22年度は進めていきたい。その中身については、次の17日の全員協議会で改めて、また、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 次に、本町の子どもたちの学力・体力をどう育てていくのか。教育長に伺います。

全国学力テスト、体力テストの結果、北海道の子どもたちの学力・体力の低下が問題になっていますが、本町の現状はどうか。体力・学力をどのように育てていくのか伺います。

先の教育行政執行方針の中では、学校教育の充実をあげており、確かな学力を育成するためには、学習意欲の向上や学習習慣の形成を図り基礎的知識・技能を見につけさせるなど、基礎・基本の定着を図ることが必要とありますが、小中学校は現在40人学級となっていますが、それが可能だと思いませんか。

幼稚園で二十余名のクラスを過ごし、小学校入学と同時に倍の人数になることは、子どもにとっては、大変なことだと思います。

現在、訓子府小学校でも1学年1クラスになりつつありますが問題はありますか。教育長のお考えをお伺いいたします。

少人数学級では、学力だけではなく、生活指導なども子どもたちの個性に合わせたきめ細かな指導ができ、効果が上がるのではないかと思います。

2つ目としまして、北海道でも自治体の裁量で、30人・35人などの少人数学級を導入しているところもあり、加配の教師を充てるなどして工夫しているところもあります。

「教育のまち訓子府」を目指すのなら、初等教育にもっと目を向け、子どもたちにとって何が良いのか真剣に考えるべき時期だと思います。

本町では、当分は40人を割る状態が続くようですが、モデル校あるいは清水町のように教育のまち、心の教育特区などとして少人数学級を進める考えはありますか。

以上、伺います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 本町の子どもたちの学力・体力をどう育てるかについて、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

1点目の「訓子府町の小中学校では現在40人学級制をとっているが、確かな学力等を身につけるために支障はないか」とのお尋ねでございます。少人数学級などへの考え方ににつきましては、世界の流れとしては、30人以下の学級が主流となっております。我が国では昭和55年以来、現在の40人学級制で推移しているところでございます。

国は平成13年に、30人学級を求める全国的な運動を受けて制度改正し、自治体が経費を負担すれば独自で少人数学級が可能となりました。しかし、自治体の負担が大きいことなどからあまり進んでいない状況にあります。

本町では、子どもたちの状況や学校課題などを勘案しまして、道からの教員の加配措置や町単独の臨時講師を配置し、チームティーチングや習熟度別コースを設けるなどの少人数指導により、できるだけきめ細かな教育が実践されるよう配慮している状況にあります。

子どもたちが充実した学校生活を送るためには、子ども一人ひとりに教職員の目が行き届くきめ細かな教育が必要であり、学校の教育効果を高めるためにもぜひとも少人数学級を国策として実施することを期待しているところであります。

新政権では、小人数学級を検討テーマにしていると聞いておりますので、今後とも、国や道に少人数学級の実現に向け要請してまいりますと同時に、その動向に注目をしてまいりたいと存じます。

2点目の「少人数学級を進めるためにモデルあるいは教育特区としての考えはないか」についてのお尋ねでございます。モデル校につきましては、小学1・2年生及び中学1年生において、2学級以上で児童生徒数が35人を超えるところが対象となります。本町では過去からなかなかこの条件を満たしていないために採用とはなってございません。

また、教育特区につきましては、かかる経費が自治体の負担となり、そのための国からの補助金や財政措置は講じられないということでございますので、現段階ではなかなか難しいものがございますが、先ほども述べましたように、政府においては、少人数学級が検討課題となっていることでございますので、これらの動きも見極めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 全国一斉学力テストは、平成10年度から始まり3回行われております。これは、小学校6年生の国語と算数、中学3年生の国語と数学、昔で言う、読み書きそろばんの基礎的な学力についてのテストです。北海道は過去3年、下から何番目の位置を争っております。以前、学力テストの結果について、お伺いしたことがあるのですが、この学力テストの結果は、教育委員会議の中で報告され、訓子府はどのように対応するかの話し合いがなされているのでしょうか。

それともう1点、体力テストは、これまた悲惨な状況で、小学校5年生と中学校2年生で行われていますが、小学校は握力、上体起こし、前屈、50m走、ソフトボール投げなどであり、また、中学校は、そのほかに持久走、男子1,500m、女子1,000mなどのテスト項目があります。北海道は、体力が特に低く、小学校男子が全国47都道府県中45位、小学校女子が39位、中学男子43位、中学女子は最下位47位です。学力テストと体力テストの各県ごとの結果を見ましたら、やはり、リンクしているのです。体力があるところは学力もいい。先ほどもお伺いしましたが、やはり、この結果を受けて、教育委員会の中でどのような報告がされ、訓子府町として、どのように対応するのか。お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 全国学力テストと体力テストの本道における結果を詳しくお示しいただきながらのご質問をいただきました。確かに、あまりかんばしい結果にはなっておりません。この内容につきましては、学校が特定され、学校教育に支障が出ることを心配して、詳しい公表は差し控えるように、文科省の指導があります。それに従って、私どもの教育委員会も対応しているところであります。しかし、当然ながら国からは非常に細かな分析をコンピュータでしたすごい厚さの記録が届いております。これにつきましては、教育委員会議において、各委員にお示しをし、この結果についての感想も含めたご意見をいただき、当然、議題としているところでございます。問題は、この結果を受け、学

校現場でどのように改善策を練るかがポイントだと思います。その点においては、当然、学校にも内容が示されておりますので、事あるごとに校長を中心に協議をし、学力向上プランや体力向上プランにどのように具体的な計画として、反映していくかでやっております。今、指摘がありましたように、確かに体力のあるところは学力も優れていると明らかな傾向が表れております。この調査は、家庭におけるしつけと学習習慣等のアンケートも一緒に兼ね合わせてやっております。学校に課題があることではなく、お子様がお生まれになってから、保育所、幼稚園、義務教育と一貫した1つの対策を協力し合って行かなければならないと改めて認識を深めているところでございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 細かい数値は各教育委員会、学校なりに示され、自分の学校がどのような状態なのかは、それぞれ理解されていると思いますが、先ほど、教育委員会委員で、他の方からご質問もありましたが、やはり、このような教育行政の中で、例えば、今、訓子府の子どもの現状は、このようになっており、具体的にどのように対応をしていくかを教育委員会の中で十分に話し合いがされているのでしょうか。

それと平成20年度「改正地方教育行政法」によって、教育委員の保護者選任が義務化されていますが、訓子府はどうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 2点のお尋ねがございました。教育委員会議では、当然のことながら先ほども言いましたようにデータを見て、この原因について、意見を出し合っております。一例であります。なぜ、この訓子府が都会に負けなければならない。訓子府町と北海道も含めてです。やはり、基礎体力であります歩くということが、実は、この広大なふるさとにおいては、自動車を活用することなどにより、欠けてきているのではないかとということが上げられております。都会では、駅と駅の間ぐらいいは平気で歩きますので、乗り換えも含め、やはりそのような日常の基礎的な人間としての活動内容に大きな原因があるのではないかとこの意見も含めて、過日の教育委員会議でも時間を取り話し合われ、そのことを学校の教育現場に反映していくように努めることの審議をしたところでございます。

それと2点目の法律の改正に伴いまして、父母、保護者の意見を教育行政に取り組む狙いのもとに、保護者の教育委員を加える義務がありまして、現在、訓子府町では、過去の議会で同意いただきました、一番若い教育委員の男性が保護者でございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 学力テストは、平成22年度から抽出方式となりましたが、訓子府としては、どのように考えていますか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 新政権の事業仕分けで、非常に厳しいものがありまして、私もテレビを見ていてぶるぶると震えるくらい厳しさがあったように思いますが、その中で全国学力学習調査は、全国、全校でやられていたのですが、^{しっかい}悉皆から抽出調査になりました。全国で30%を目途に行われることになりました。それで北海道は34%台だったと思いますが、既に抽出をされております。抽出されたかどうかは、公開するなどの指導なのですが、訓子府は抽出されておられません。言ってしましますが、そんなことを秘密にし

でどうなるのかという思いがあります。それでどうするかということ管内の教育長会議で話し合い、数度にわたり検討を重ねましたが、地方自治ですからそれぞれの対応でいいのですが、お互いに意見を交換する場でございましたが、やりたいという学校長の要望もあり、教育委員会議としてもやりたいということでおりましたが、問題点がありました。1つは、予算であります。それともう1つは、採点から始まる分析、それを計画へ活用する点において、それぞれの地教委の体力でプログラムもないのにそのような仕事は、なかなかできないということもありまして、道に対して予算を付けていただくように要望してきたところであります。このほど、道教委のほうからご連絡をいただき札幌市は抽出のまま行います。札幌市を除く全地教委と言いたいところなのですが、さらに1ヵ所を除き道の予算を使わせていただいて、希望利用という表現ですが、やることになりました。道が予算を持ってくれましたので、採点、分析等については、道のプログラム、システムの中で、行われるということでもありますので、私どももその希望利用という表現ではありませんが、積極的に参加してまいりたいということで、教育委員会議で審議をしたところでございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 学力テストのことは、わかりました。あくまでもそれは位置付けをするわけではなくて、問題点を見出し、それをどのように改善していくのが目的でありますので、それをうまく活用していただきたいと思います。

少人数学級のことでは何点かお伺いします。

訓子府の新年度での1学年1クラスは、小中学校、あと居武士は全部複式になるとの話伺いましたが、訓子府小学校の22年度はどのようになっていますか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 訓子府小学校の本日時点での平成22年度の児童数をお話したいと思います。

1年生40人、40人ですから1クラスです。2年生45人、2クラス。3年生33人、1クラス。4年生53人、2クラス。5年生34人、1クラス。6年生44人、2クラス。

これは、普通学級の話で、そのほかに特別支援の学級もありますが、少し今のテーマから外れますので、これは割愛させていただきたいと思います。

それで、まだ未確定なのですが、1年生です。先日、課長に札幌の公務員の方から電話がありまして、訓子府に転入してくると言うのですか。向こうから見ると転出ですが、訓子府に引っ越すことの内示が出たということで、もしそれが本当だったらすごく喜ばしいのですが、1年生が41人になりますので、決まりからいくと2クラスになるということで、今、課長と毎日手を合わせてお祈りしているところであります。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 小学校の低学年は、特に、基本的な生活習慣を身に付けたり、基礎学力を身に付ける大事な時期です。それと学校制度に馴染むための大事な時期ですので、毎年、この時期になりますと40人、41人か39人か40人かで、保護者の方は本当に祈っていると思います。昨年度、お隣の津別町で、1学年40人学級が3年生と4年生にありまして、町の判断としまして、2クラスにした経過があります。特に、低学年

でしたら少人数がいいと思いますので、ぜひ町独自で考えていただきたいと思います。小学校に入りましたら、1年生と6年生では、体力はすごく違います。都会で学校に行くのが怖いということが今、問題になっているところがあります。やはり、1年生にしてみれば、6年生はもう大人と同じです。同じところで走っていてもきっと恐怖を感じたりすることがあると思います。それと1学級40人ですと担任の先生も一人ひとりの学習到達度など、いろいろなところに目がいかないし、1日、あの子はどんなことをやっていたかなということになると思います。

また、子どもにしたら声をかけられないまま1日が過ぎるようなこともあると思いますので、訓子府のこれからのことを考えましたら、40人を超えることは、あまりないと思います。大体30人台の後半で推移すると思います。特に、これから22年度も、せめて低学年だけでも少人数学級にするお考えはないでしょうか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 少人数学級につきましては、先ほども言ったと思うのですが、現行の制度では、確かに低学年の慣れ、まだまだ未発達の部分に着目しての制度なわけですので、小学1年生、2年生、中学1年生で1クラスが35人以上かどうかとの大きな今ルールあるわけです。これをカバーする方法として2つあり、1つは特区で、お金がかかり、先生を探してくることが大変というベースがあります。少人数学級までとはいかないが、少人数指導で今、私どもが行っている道教委の加配による多めの先生を配置してもらうことや町の理解を得て予算を付けてもらい、町単独の臨時講師と言いますか、その人材を活用し、チームティーチングという1つの指導、1コマの授業に先生が2人つき、メインとサブの先生できめ細やかさを出すということです。それと国語や数学では、なかなか理解度に差が生じる学科には、習熟度でクラスを2つや3つに分け、人数を物理的に少なくし、対応する手法がとられているわけです。その少人数学級そのものを今の制度の中でやるのは、なかなか訓子府町の現状からいって財政的にも人材確保の観点から、いい人材をもってこないとやってもいろいろあります。正直言いますといろいろな課題が大き過ぎる。この小さなまちの小さな教育委員会にとっては、だから、鳩山総理に期待しているわけでございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 少人数学級については、文科省も自治体の裁量に任せているところがありまして、各都道府県によって少人数学級の規定が違ってきます。例えば、群馬県では、条件なしで、小学校1、2年生では、30人以下の学級、先ほど教育長が言われたように35人は北海道の基準でありまして、これは北海道の学力低下、体力低下も問題になっておりますので、町独自で難しいとお話ですが、やはり北海道にも呼び掛け、ぜひ少人数学級を実施してほしいという申し入れもしていかなければいけないのかと思います。それと今、実際に新1年生が40人か41人かの瀬戸際ですが、やはり1人増えるかどうかは、まだ不確定なところがありますので、40人の規定だからいいのかではなく、やはり昨年、津別町のような判断として、2クラスにすることのお考えはないでしょうか。

議長（橋本憲治君） 教育長、残り5分になりました。

教育長（山田日出夫君） 申し入れの件については、毎年、町長にお願いして、町サイドからも道、国に向かって要望を毎年続けているテーマであります。それと40人が良い

とか悪いとかではなくて、少人数が良いに決まっているのです。理論的に言っても先生の負荷を減らし、子ども1人当たりの先生の指導を受ける時間数を増やす点では、少人数学級、少人数指導が優れていることは、これはもう間違いないと思いますので、要望を続けながら、国の政策転換を望みますが、日々においては、現実、現状、その他の先ほどから言っております手法を活用して実質的な少人数指導の充実に当面は努めていきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 町長も常日頃から教育や福祉を後退させないとお考えですので、ぜひとも、それに沿っていただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 教育長の答弁に勝るものはないと思えますので、引き続き、道教委にも私の立場では要望していきます。ただ、訓子府高等学校の2間口が1間口になった時の40人をもっても1クラスにするあの頑固な姿勢については、なかなかだめです。これは教育行政、地教委全体を含め、市町村長もあげて、40人学級が35人、あるいは30人になることの努力を働きかけていきたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 以上で私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、3時10分まで休憩をとりたいと思えます。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続してまいります。

引き続き、一般質問を行います。

次は、4番、川村進君の発言を許します。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。それでは、通告書に従いまして、一般質問をはじめさせていただきます。今回、安心して暮らしていける福祉のまちづくりについて、まず、お伺いします。

1つ目、介護報酬見直しにより、本町の介護従事者の処遇改善状況について、お伺いします。平成12年度からスタートした介護保険制度では、これまで3回にわたり介護報酬の見直しがされております。しかし、過去2回は、マイナスで介護報酬を下げられております。ところが今回、平成21年の改定では、3%のアップが示されております。このことによって、本町の介護現場での慢性的な人手不足。これは慢性的な人手不足は全国的なことです。それから介護従事者の処遇改善をされているかどうか。これについて、町内の介護施設数及び従事者数はいくつですか。

2つ目、介護報酬見直しにより、本町の介護従事者の処遇改善、勤務条件などは、どう変わったか町長にお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、安心して暮らしていける福祉のまちづくりについて、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「町内の介護施設数及び従事者数は」とのお尋ねでございますが、本町の介護施設は、特別養護老人ホーム「くねっぶ静寿園」、認知症対応型グループホーム「はるる」の2施設となっています。

従事者数につきましては、特別養護老人ホーム「くねっぶ静寿園」がデイサービス職員も含め、正職員24名、非正職員25名の49名でございます。グループホーム「はるる」は正職員5名、非正職員11名の16名となっております。

2点目の「介護報酬見直しにより、従事者の勤務条件は改善されているのか」とのお尋ねでございますが、平成21年の介護保険制度の改正に伴い、介護従事者の処遇改善と人材確保を目的に3%のプラス改定が行われました。

この改定により、各施設では介護従事者の処遇改善のため特殊業務手当から夜勤手当の変更や年度末手当の支給による賃金の増額や非正規職員から正職員への転換などによる処遇改善が行われていると聞いております。

以上、お答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 私の数字と少し違うところがありますが、この「はるる」については、今回の質問から除いて、特別養護老人ホームだけについてお尋ねしたいと思います。ここは、19年度に私がはじめて議員になった時、いろいろな問題が指摘され、私たち町議会議員が7名でお伺いしたことがあります。その時に、朝3時から賄いの方たちが年中入っております。その改善をお伺いしましたところ何とか朝5時にして、極力、職員の負担を取り除きたいとの話からはじまりまして、給与面もお聞きしました。厚生年金の加入その他は、厚生年金だけは加入していたが、特殊勤務手当、今、町長が言われた勤務手当などは今回、改善されたということで、大変喜ばしいと思っておりますが、非常にきつい作業で安い賃金でとの話で、今回の3%がどの程度、職員に良い結果をもたらしているのか。これは、常々、お近くに住む方やそのご子息がお勤めになっている方など、いろいろと話をします。しかし、本人とは全然お話できないのです。ここは大変厳しい人がいて、私の言うことが聞けなかったら、いつでも辞めてもらいますというような人がおり、大変と書いていましたが、今回、この方は、お辞めになりました。どのように改善されたのかと言ったら、私はわからないし、内容は一切しゃべりません。ものすごい厳しいものがあるというお話で、今回、このお話聞きましたら、改善されていますから、私たちが首突っ込むところではないかもしれません。

しかし、19年の時から私は思うのですが、開設当時から町長がお話をしていますが、町から人的な配置も町からやった経緯がある。町職員の退職者が入っています。施設長として入っているのですが、この方が何をやっているかが問題なのです。この後2つ目に質問させていただきますが関連しますので、この方は、ものすごい高給で入っているのです。今、世の中で言われている天下り、そこまでは私は言いません。報酬が少ないです。独立行政法人、公益法人などは、渡りなどと言われ、ものすごい給与、退職金をいただいています。しかし、その人たちは何もしない。仕事をしないで金をもらっている。

本町の町職員のOBが入っていくここは、約350万円近くで入っていつている。僕の調べたところだ。この人が入っていかなければ、350万円を普通の非正規労働者の給与に底上げができるのです。僕は思いますが、何のために町職員OBが入っているのか。僕は必要ないと思うのです。今後のこともありますから、町長どうですか。この安い長時間労働をしている人たちの給料の底上げをするためには、町職員OBが入っていくことは、僕は必要ないと思うのですが、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 日本の介護保険制度は、2000年からできておりまして、扶助から選択へ介護保険体制が出来上がってまいりました。

しかし、そのヘルパーや専門職の成り手がいないことで、その市場を東南アジアの諸国から求めることも国の施策としてやっているようでございますが、議員ご指摘のとおり1つは、まだまだ福祉職員の待遇が低いというのは、静寿園などのそのような施設だけではなくて、全国的に一層改善していかなければならないというのが、私の基本的な考え方があります。

今、議員のご指摘の役場職員の退職者が、高い給料をいただいている、仕事をしているか、していないかを含めてのご指摘でございました。以前にもお話したと思いますが、基本的にはこの任用について、横滑りは私が町長になってからはさせておりません。以前はどうだったかわかりませんが、基本的には関連する団体等の職員については、公募を原則としていただきたいと申しておりますので、もし、今の施設長さんが入っておられるのは、法人としての静寿園が独自の判断でこの方を知見もしくは任用したものと考えておりますし、その給料が高いからほかに回すべきかどうかは、経営や運営に関わることでございますので、私がここで言うことは、差し控えたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それで結構です。今後は町が関与して職員退職者が入っていくことがなくなると理解していいですね。町長、どうですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 状況によって、私からこの方を使ってほしい。退職者を次の就職先にといいたいはいたしません。基本的にはしません。しかし、状況によって、優れた職員をその事業所で必要ということについては、たまたま町職員を採用することがあったとしても、私自身が町職員の退職先として、そのような形で斡旋もしくはお願いすることは、原則としてはあり得ないということをご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） わかりました。これは、町民の何人かの方から天下り、いや天下りと言えほどのことはないが、そのような目で見られることはまずいので、町長に申し入れ、お伺いしましょうと約束をしておりますので、悪意があつてやっていることではありませんので、あらかじめ了解いただきたいと思っております。

それでは、この中の条件で、これを1つには改善していただきたいというのは、私、12月から1月にかけて、デイサービスセンターなどの関係する病院に30日間入院しました。そして、やっている作業はこれは大変な作業です。車椅子を置いて、その方を抱きか

かえて、若い女性が乗せる。一つ間違えば、車椅子が自動で動く、ブレーキをしっかりとかけて確認して、急がなければいけない。いろいろな作業でものすごい労働です。はっきり言って。3Kと言いまして、きつい、きたない。そして、危険です。危険というのは、認知症にかかった人は、物を持って後ろから殴りかかる、前から押し付けるなどいろいろなことがあります。この特別養護老人ホームの従業員は、正規が25名、24名と言っていますが、給与にもものすごい格差があるのであれば、町長、何とかこれは、現場で働く者が事務職員よりも安い。すごい格差があることを言われていますので、何とかして、これは本当にひどい。僕は1日もできないし、この仕事は、はっきり言いまして、どれだけの細心の注意をはらっていても、転がり落ちる。怪我をしたら、その職員が責任を負わなければならないなど、ものすごい重労働です。ここにいる人たちの給与の底上げと労働条件の緩和は、町長は違うと言いますが、監督官庁は、訓子府町だと思っております。この特別養護老人ホームは、何とかこの方たちの待遇の改善と給与改善。町長が言われる安心して暮らしていける福祉のまちをつくるというのは、施設があればいいというものではないと思います。どのような状態で運営されているのか、事細かに、僕は監督官庁の長は町長だと思っておりますので、ぜひ、やっていただかなければいけないと思うのですが、町長どうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まず、1つは、特別養護老人ホームの監督官庁は、都道府県であります。これは、北海道とご理解いただいて、具体的に言いますと網走支庁であることをご理解をいただきたいと思っております。それから、グループホームの有限会社ライジングが経営している「はるる」。これは、訓子府町が監督官庁になっておりますので、1つはご理解をいただきたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、介護保健制度については、65歳以上の方の10%負担とそれぞれ国と北海道、市町村がそれぞれの負担をしながら、介護度に応じて介護料金が決まっております。しかも介護報酬につきましては、一定の国の基準の中で、運用されていることでもありますから、議員がご心配されているように、1つは、制度的な抜本的な見直しをより一層改善の方向に、私どもは国に要請していかなければならないことが1つです。

それから、監督官庁が北海道と言いなながらも、非常に議員から建設的なご意見もいただいておりますので、そのような実態はないとは思いますが、介護職員の待遇やあるいは給与等の改善について、議員からご指摘やあるいは提案があったことを施設の関係者の方にお伝えしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） わかりました。期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

次は、元気の出る商工会をつくるということについて。

町内の施設における食材等の購入及び改善について、教育長にお伺いします。

1つ目、食材等の購入価格は、どのように決めているのですか。

2つ目、購入した食材の代金の支払は、どの程度の期間がかかりますか。

これについて、お尋ねします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 町内の施設における食材等の購入及び改善状況について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

1点目の「食材等の購入価格はどのように決めていますか」というお尋ねでございますが、給食センターの食材等の購入につきましては、基本的には町内の業者から購入することとし、見積り合わせにより安価な業者から購入しております。

また、食材の種類によっては、近隣町との共同購入や牛乳・パン・麺類など町外の業者から購入している食材もあります。

2点目の「購入した食材等の代金の支払いはどの程度の期間がかかりますか」とのお尋ねでございますが、町内の業者に対しましては、月2回の支払日があります。町外の業者では月末の月1回の支払日に併せて支払いをしておりますので、ご理解を賜ります。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それでは重ねて、この食材の購入と支払いについて再質問をします。今、教育長が言われたのはぜんぜん違う施設があるみたいです。まず、納入する。それから60日後に支払いがされる。そして、納品書で1枚10円。請求書を作る用紙、その他、その所定の用紙で、また10円。そして、支払い当日は5%の総売上の5%を差し引いて支払われる業者があるのですが、教育関係では、ありませんか。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（上野敏夫君） そのようなことはございません。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それでは、今度は町長にお伺いします。本町にある教育委員会関係ではないと言いますから、納入時に納品書代を10円とられ、請求書代も枚数分10円とられ、そして支払ってくれまでの間、60日おき5%差し引いて支払われる施設があるみたいですが町長ご存じないですか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまの川村議員のお尋ねでございますが、私が確認した中では、今、特養の給食部門を委託をかけておりますが、そこでは、実際にまず請求書の話でございます。請求書の様式を統一するためとの理由と聞いておりますが、印刷したものを指定し、1冊50枚綴りを500円で納入業者に買ってもらっているお話を聞いております。

それから、支払いの5%引きというのは、それも何か事実としてあるとは聞いておりますが、決して強制をしているものではないというようには聞いてはおります。ただ、これは私が聞き取りした時点で、このような話があったということで、事実かどうかの確認までは私はとっておりません。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それでは、その5%は、強制はしていないとの答えでしたか。また調べてみますが、商道徳として、そのようなばかなことは考えられません。そして、今、本町でお店をやっておられる方は、北見市が近く、北見市では、全国、全道展開しているスーパーマーケットが7店舗ほどあるそうです。そこと価格競争をしながら本町で細々とやっているわけです。そして、少し高いと北見市はこれだけで、訓子府町は高すぎる。とにかく1円、2円の戦いでやっている。その時に、今度は支払いは長く延ばされる。ひどい。

元は、70日かかったというのです。どうにかして60日まで縮めてもらった。そして今回、年末に私は、ちょうど買い物があり、聞きましたら、年末に一銭もお金を払ってもらえなかった。正月が過ぎて4日に振込まれた。正月の支払いのことを聞いたら、待ってもらったところもあるという話です。不思議です。約束は全然守られない。そして5%差し引いて支払い、約束どおり支払わない。このような商道徳的はどうか。それは、今言った特別養護老人ホームの賄いを委託された業者なのです。私としては聞いていて許せないと思います。道徳なき商工業。労働なき利潤を得る。これは鳩山内閣でガンジーを例えて7つの何々の中に入っていました。どのような仕組みでやられるか、今、福祉保健課長、町長もお聞きください。本町が北見の魚菜市场へ1日から5日まで品物を仕入れに行きます。6日に現金を持って払わなければいけないのです。6日から10日までの分は11日までに現金です。これは手形も小切手もききません。手形は不渡りがあり、小切手も資金不足で落ちないことがありますので、すべて現金でした。今はどうなっているか、新しい市場になり、仕組みが変わったのか、どうなったかは知らないですが、すべて現金なのです。60日間のうちに12回現金を持って納めなければいけないのです。罰則規定があります。現金を納るのが、1日でも遅れることがあれば、翌月の1ヵ月間は市場への出入りが禁止になるのです。この小さくて、ようやくやっている方たちが市場に払う金をどうしても作ってもっていくためには、人から借りてでももって行かなければならない。その時に60日も70日もお金を払ってくれない。そのような仕組みを特別養護老人ホームは許しているのです。僕はどんな考え方をしても、ばかみたいだと思い、本当に腹が立ち、このような仕組みをOKして作ったのは町職員OBなのです。施設長なのです。最初に質問した町職員OBが入っていく必要がどこにあるというのが、今の言葉なのです。なぜ、このようなことが起きるのか。道徳的に60日おいて、月末に払わない。僕は、いろいろお聞きして、町長も相当苦労し、開拓農家の長男坊と言っています。開拓農家の訓子府町に今お住まいの方たちは皆言います。私たちは美園から風呂敷持って、朝の明るくなるころ出発し、6時になったら市街地につき、店を開けてもらい、そして米を買って背負って農作業に間に合うように帰る。5時間かかった。常盤の山奥に住んでいた、おじいちゃんはお亡くなりになりましたが、その方も言っていました。買い物に行き、お店に何とか頼むと言って頼んで、12月に支払いをする。その12月というのは、山稼ぎをし、現金を得て払った。それでも、お店は何も言わないで、いいよいいよって待ってくれた。そのようなお店なのです。今残っているお店は。ところが行政はどうしたことか、何をやろうと関係ない。独立行政法人ではないが、法人組織をもって、法人格をもっているから、そこには口を挟めない。そのような馬鹿なことではなく、今まで、訓子府町の今の農家が残っているのは、そのようなお店が貸して1年間何も言わないで、頑張っって良い作物を作っってと言っって応援してくれただお陰なのです。今の訓子府町が残っているのは、その商店のお陰です。人口が減る、いろいろあるからと言っって、もう苦しくて辞めたい。そのような状態の時、手を差し伸べるのは、行政だと思います。町長いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2つの側面からお話ししなければならないのではないかと思います。

1つは、退職された方がそのようなルールを作り、商売をやっている方を泣かせるようなことをやっているのが事実かどうかは、一方的な話だけを聞いてもわかりませんの

で、これはそれなりの事情があるのではないかと思います。これはやはり、先ほどもお話ししましたように、そのような声が議員からあったということで、お伝えをしなければならぬ。お伝えすることは良いのではないかと思います。

もう1点は、基本的には、このようなことを私をご指導、命令、監督する項目では、実はございません。もし、町長がやるとすれば、1つは、調整権の問題であります。このような事情でお話があったので、ご協力をいただきたい。あるいは事実ということの限界があります。私は、今の言ったことで町長が施設の理事者やあるいは施設長をお呼びし、このようなことをするのが適切かということは、改めてまた内部で検討をさせていただきながら、川村議員のお声として、正しくお伝えしていきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それでは、その件、とにかくやっていただきたい。そして、元気が出る商工業会をつくることで、町長は、先ほど工藤議員の質問にも答えており、プレミアム商品券、これを2度ほどやったなど、いろいろお話もありました。私もこれは町民の方がよかったと聞いています。ところが商店でお聞きしたら、品物が動かない。借金がある人は皆入れてもらい、お金は回ってくるがというようないろいろなお話です。私は、やったことに何も異議を申すつもりはありません。

しかし、本来、町がやらなければいけないことは、もう3度も4度も言っていますが、まず、人口を増やす施策です。商工業界を元気にするには、一番人口を増やしてもらうのが一番良いわけですね町長。

そして、2つ目には、働く場所のお話でありましたが、働く場所を作ってもらわなければどうにもならない。それで私が再三言っている牧場に、今度、草地改良も入るそうですが、牧場に馬500頭ぐらい、訓子府町でやっている浅沼さんは、3人もいれば400、500頭は何とかやれるかもしれない。それにより、お年寄り3人雇ってもらう。

それから、鶴居村でやっています障害者のお母さんたち2人が鶏の平飼い、放し飼いをしている。私も何とか本町でやり、働く人たちを増やしてもらわなければ、元気が出る商工業はできないのです。少なくとも、10人程度の方が働けるような、仕組みをお願いします。これは去年の9月だと思っております。下川町の例をとりましてお話ししました。下川町は、行政が働くところをつくる。そして、安くても下川町に住んで何とか生活したい人たちが200万円を切る給料で働いている。そして、その奥さんは、農作業で半年間の雪が降るまで、植付けから収穫までの両方合わせ、300万円には全くなならない。しかし、下川町に住んでいる。これは議員の皆さんは議会で視察に行きました。私は、議長にどのような状況か30分くらい聞きました。給与面だけは、わからないがとにかく安いことは確かです。下川町に住みたい人が、もう90%以上働いている。行政が働くところをつくり何とかしていると議長が言っていました。私も当然、その考え方は正しいと思っておりますので、9月の定例会においてお話ししました。しかし、町長は前向きに検討しませんが言わなかった。ところが工藤議員には前向きに検討させていただきますと言った。これには僕は腹が立つ。工藤議員には前向きの姿勢で検討します。川村には前向きに検討しません。何もやりません。それでは町長。過去に私はこれを何回も質問しています。働くところをつくり、人口を増やすのに金をかけるのであれば、もし、失敗しても絶対町民は怒らないとそこまで言っているのです。町長。これはとにかくあと1年あるのです。雪が解けたら取り

かかっていただきたい。それができない。そして今度4年経ちます。新しく町長に立候補します。これはお断りします。町長。はっきり言いますが、何もしないで、そんな馬鹿な話には、私はならないと思います。これを前向きに検討いただけないでしょうか。

議長（橋本憲治君） 川村議員、通告の中にありませんが、題名の元気の出る商工業ととらえて、本来ならお答えいただく場面でないのですが、町長いかがでしょうか。いいですか。

町長。

町長（菊池一春君） 工藤議員からお話のあったことの例えは、建築関係の1つで、仕事の発掘するやり方が北見市でも行ったことができないかということです。これは、例えば、住宅の改築等について地元業者で20万円ぐらいの補助金を出しながら、それを具現化していくことについては、実は、建設課でも既に検討に入っているものでございます。ただ、ここでも1つの課題が実はございます。地元の業者が住民の期待する価格の提案ができるかどうかということも含め、非常に難しい選択があることも聞いております。しかし、もう1つは、訓子府の宝物探しであります。あらゆる町外、町内の知恵と力を出すことにより、それが、ある意味では町を元気にする仕組みが作れないかということです。これは全くそのとおりでございます。ただ、川村議員の言われるように、美園牧場にポニーを500頭飼育することには、今のところはのれません。それは、非常にリスクが高いし、危険性があることでございます。ただ、私は下川町の例を今、川村議員が言われましたが、私は原則的には下川方式は正しいと思っています。これは、どうやって地域のある産業を循環型に変え、それを企業化していくことです。あるいは雇用を生み出していく点では、本町で言いますとこれは農業であります。今、訓子府町の農業の生産高が110億円を超え、この力量はまさに農業が地域の産業であり、多くの皆さん方の後継者がどんどん戻ってきており、素晴らしい雇用を生んでいることは、申し訳ないのですが、金額的なことから言えば、下川町の森林に関する財源よりは倍以上の金額を得ていることも事実でございますから、私の町としては、まずは、農業を基本とした循環型の可能性を追及していくのが、議員のご指摘のとおりでございますので、私自身はその点では、先ほど言いましたように新エネルギーのことも含めて、何とか前向きに、ここ数年、開盛で実施しております酪農家による飼料の供給の共同システムのK'sフィールドも今回2人ほど採用すると聞いております。身近なところで言いますと例えば、役場の食堂をやっておりますが、きらきら本舗であります。そこの雇用も町外の方からも来ていますが、障がい者だけではなくて、それをサポート、支える人たちの雇用も数名の方が生んでいる。さらに緊急雇用創出対策で、何度も説明させてもらっていますように、森林の関係で、おそらく5名ほどの新たな雇用を生んでいますし、もっと言いますと学校の臨時講師、補助員です。先ほど河端議員からも質問がありましたが、確かにいろいろなハードルは高い。学級を35人学級とか30人学級にするのは高いですが、補助員や臨時講師の対応については、私は管内的にも訓子府町は非常にやはり前向きで積極的に私は展開していると思っておりますので、それもまた、1つの雇用の形態であります。

しかし、川村議員が言われるように、そのことが、まだ、恒久的な雇用に結びついていくかどうかについては、まだまだ課題がたくさんあります。これは、ある意味では、工藤議員が言ったからとか川村議員が言ったからということではなくて、前向きな雇用の創出

に頑張っていきたいと感じているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それでは、もう通告書に入っていないと言われるのはつらいですから、私はこれで質問を終わります。

しかし、町長これは、はっきり言いまして、元気の出るまち、商工業をつくるのが、農業後継者対策と同等に大切なことですので、どうか前向きに、よろしく願いいたします。終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

7分ほど時間ありますが、本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労様でございました。

散会 午後 3時54分